

総務教育常任委員会資料

(平成30年11月29日)

【件名】

・「学びの機会確保に向けたシンポジウム」の開催結果について（小中学校課）	1
・県外生徒の募集に伴う県立高校生の私立倉吉北高等学校学生寮への入寮に係る協定の締結について（高等学校課）	2
・青少年ジャマイカ派遣及び「五輪ホストタウン団」の現地訪問結果について（高等学校課）	3
・平成29年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」の公表について（いじめ・不登校総合対策センター）	6
・青谷上寺地遺跡出土人骨D N A分析中間成果報告及び青谷上寺地遺跡第18次調査の成果について（文化財課）	8
・県内文化財の新規国登録について（文化財課）	12
・鳥取県教育委員会公募型プロポーザル方式受注者選定等審査会（美術館整備運営事業）の概要及び「美術館フォーラム」の開催について（博物館）	15
・企画展「ミュージアムとの創造的対話02」、美術部門テーマ展示「生誕百年 山本兼文展」及び交流20周年記念展「中国河北省の伝統工芸」の開催について（博物館）	20
・「鳥取県運動部活動の在り方に関する方針」（案）について（体育保健課）	22

教育委員会



「学びの機会確保に向けたシンポジウム」の開催結果について

平成30年11月29日

小中学校課

学びの機会確保に向け、夜間中学について県民に広く周知するために、以下のとおりシンポジウムを開催しました。今後、参加者の意見等を踏まえ、第2回夜間中学等調査研究部会（平成31年1月7日開催予定）において、本県における夜間中学等の設置の方向性を検討していく予定です。

1 開催日時等

- (1) 西部会場 平成30年10月27日（土） 米子市立図書館 （参加者64名）
(2) 東部会場 平成30年10月28日（日） 鳥取市福祉文化会館 （参加者64名）

2 概要

(1) 基調講演「学びの機会確保の必要性と夜間中学設置の意義について」

講師：文部科学省初等中等教育企画課制度改革室 大類 由紀子 室長補佐

- 夜間中学の経緯と設置状況、対象者の入学理由と卒業後の状況等、夜間中学をとりまく現状について説明いただきとともに、学びの機会確保の必要性と設置の意義について講演いただいた。
○学習指導要領の改訂や夜間中学における日本語指導研修会の開催等の文部科学省の取組に加え、夜間中学の運営について市町村間の経費負担の工夫が行われていることや教育課程特例についても紹介いただいたことで、夜間中学をはじめとした学びの機会確保への理解を深めることにつながった。

(2) パネルディスカッション「学びの機会確保と夜間中学」

コーディネーター：鳥取県教育審議会夜間中学等調査研究部会 山根 俊喜 部会長

パネリスト：文部科学省初等中等教育企画課制度改革室 大類 由紀子 室長補佐

京都市立洛友中学校 間野 郁夫 校長

鳥取県教育委員会事務局 足羽 英樹 教育次長

- 不登校生徒の通う昼間部と夜間部を併設する洛友中学校の実際や夜間中学等調査研究部会による視察の概要について紹介いただくとともに、文部科学省としての政策的意図を補足していただいたことで、夜間中学が学びの機会確保の一つであることや設置の方向性について参加者とともに考えることができた。
(パネリストより)

- ・情報は口コミで伝わることが多いが、メディアの影響も大きい。
- ・ニーズを対象者本人だけでなく、支援をしている人からも聞き取ってもらいたい。
- ・京都府も山間部等になると通うことは困難になるので、鳥取と同様の課題に直面している。
- ・洛友中学校に通ったからといって不登校でなくなるわけではない。選択肢の一つではある。
- ・誰を対象にするのかにかかわるが、日本語指導を含めた教職員の指導力も必要となってくる。

(参加者より)

- ・まずは学齢超過者のニーズに対して夜間中学をつくり、その後段階的に門戸を広げてはどうか。
- ・ニーズは確実にある。でも、学びの確保は夜間中学だけではない。教育支援センターやフリースクールなどを充実させていくことも必要ではないか。

3 参加者の感想（アンケートより一部抜粋）

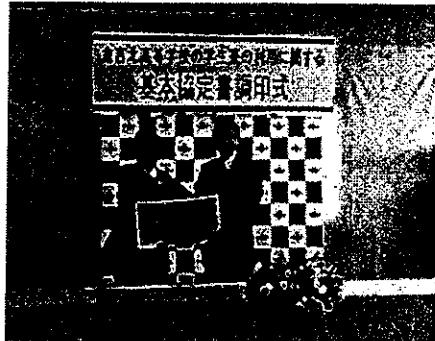
- ・既存の教育機関、支援機関の役割整理が必要になるのではないかと思う。今日的なニーズ、対象からすると「夜間」に必ずしもこだわることはないと思う。
- ・不登校児童・生徒が多い中、それらの支援と絡ませながら夜間中学の検討を行っていただきたい。不登校の問題は深刻。福祉や心理等の関係者からも情報を集めていただきたい。
- ・この講演会に参加するまで、夜間中学のことについてほぼ知識がない状態だった。私のような現状の人は多いと思うので、少しずつ自分から発信していきたいと思えた。
- ・義務教育の一つとはいえるが、費用対効果も考える必要があると思うが、そこには触れられず、良い面だけのPRで終わった印象。
- ・ニーズはあるが、現状の取組で代用できないか。コストのかかることであり、慎重に検討をすすめてほしい。

県外生徒の募集に伴う県立高校生の私立倉吉北高等学校学生寮への入寮に係る
協定の締結について

平成30年11月29日
高等學校課

県教育委員会では、県立高校への県外からの生徒募集を積極的に進めるため、平成31年度以降に県立高校に入学する生徒のうち、希望者を私立倉吉北高等学校の学生寮に入寮させることで、同校と合意しました。

この合意を受けて県教育委員会と学校法人松柏学院倉吉北高等学校との間で下記のとおり協定書の調印式を開催しました。



記

1 開催日時

平成30年10月16日（火）午前10時から10時30分まで

2 開催場所

学校法人松柏学院倉吉北高等学校 松柏会館大會議室（倉吉市福庭町一丁目180）

3 出席者

学校法人松柏学院倉吉北高等学校 理事長 岩本 恭昌
鳥取県教育委員会 教育長 山本 仁志

4 概要

私立倉吉北高校の学生寮に空室があったことから、同校を運営する学校法人と10月16日付で協定を締結し、全国初の取組として県外等からの県立高校の生徒を私立高校の学生寮に入寮できるようにした（平成31年度入学生からを対象とする）。

5 協定事項

- 県教育委員会から求めがあるときは、倉吉北高等学校は学生寮の空き状況等を踏まえ、同校の学生寮への県立高校の生徒の入寮を許可するものとし、原則、当該入寮生の在学期間の入寮を認めるものとする（県外出身の生徒に限定するものではなく、入寮状況によっては県内遠隔地の生徒の入寮も考慮する）。
- 倉吉北高校の学生寮に、県立高校の生徒が入寮したときは、県は、当該学生寮の運営に要する費用の一部を負担するものとする。
- 倉吉北高校の学生寮に入寮した県立高校の生徒は、寮生活を送るに同校が定める規程を遵守しなければならない。

青少年ジャマイカ派遣及び「五輪ホストタウン団」の現地訪問結果について

平成30年11月29日
交流推進課
高等學校課
スポーツ課

ジャマイカ・ウェストモアランド県との交流の一環として本県青少年交流団を派遣するとともに、濱崎晋一県議を団長とする協議団「五輪ホストタウン団」が現地を訪問し、青少年交流を視察したほか、同県モーア知事やジャマイカ・オリンピック協会（J O A）関係者との面談等を行った概要を以下のとおり報告します。

1. 派遣者

(青少年団) 鳥取湖陵高校5名(家庭クラブ部員)、米子高校(ダンス部員)5名、ほか引率
(ホストタウン団) 濱崎晋一ジャマイカ・鳥取友好議員連盟会長・鳥取県陸上競技協会会長、森田靖彦教育委員会次長、小西慎太郎スポーツ課長、遠藤俊樹交流推進課長

2. 交流・協議内容

(1) 青少年交流事業(派遣期間: 10月11日(木)~10月22日(月))

(概要)

- ・ウェストモアランド県内の高校を訪問し、同校生徒との料理、ダンス、グラウンドゴルフを通じた交流を行ったほか、ホームステイを行った。
- ・料理交流については日本風の唐揚げにジャマイカの伝統料理「ジャークチキン」の調味料で下味をつけ、両国の味覚のコラボレーションを意味する「Jam-Jap Chicken」と銘打ったメニューを考案し、ジャマイカ人生徒と共に調理した。また、送別会場となるホテルのシェフ指導のもと、訪問先生徒を招いてオリジナルメニューを共同で調理し、送別会の席でウェストモアランド県行政関係者等に供した。
- ・ダンス交流については、訪問先の高校及び、ジャマイカの国民の休日「ヒーローズ・デイ」記念式典における特設ステージのほか、送別会、日本大使主催レセプションでダンスを披露し、鳥取県とウェストモアランド県の友好をアピールした。
- ・日本大使公邸で開催された鳥取県訪問団歓迎レセプション(10月19日(金))には、サミューダJ O A会長はじめ、ジャマイカ五輪協会関係者やウェストモアランド県関係者の出席があり、山崎大使から「鳥取県はジャマイカにとって日本へのゲートウェイであり、高校生は日本の文化大使である」との歓迎の言葉が述べられた。鳥取県訪問団を代表した濱崎議連会長からは「今後ジャマイカとの交流をスポーツ、文化など幅広い分野で推進していきたい」旨の挨拶があった。

(教育的成果)

- ・異文化に直接触れる体験が高校生にもたらす教育力が存分に発揮された。風土、人種、言語、生活習慣や交通インフラ整備状況など、日本とは大きく異なる現実を目の当たりにしたことが、ジャマイカでの一つ一つの体験を客観視することにつながった。そのことで、生徒がジャマイカの人々との共感や共鳴に感動し、当たり前と思っていたことが日本の特徴であり、美德であることを実感できた。
- ・ジャマイカの人々のオープンなマインドと優しさに触れ、生徒に利他の心が醸成された。料理やダンスなど、生徒の得意分野で交流を重ねることができ、「自分たちの持ち味や特徴はどのようにして世の役に立てるのか」といった観点から自分の今後のあり方を考えていこうという気概に溢れる生徒が増えた。

【生徒の主なコメント】

「やりたいことは勇気を振り絞って挑戦してみることで、それまで見たことのない景色が見えると気づいた」

「学んだ多くのことをこれからに生かし、周りの人に影響を与えられる人間になりたい」

「英語を頑張って勉強し、またジャマイカに来たい。そして、触れ合ったジャマイカの生徒達ともっと仲良くなりたい」

(2) ジャマイカ・オリンピック協会 (JOA) との協議

- 日 時 10月20日（土）11時～12時、21日（日）14時～15時（現地時間）
- 場 所 キングストン市内
- 相手方 サミューダ会長、ゲイル第2副会長、スコット理事ほか

（概要）

- ・11月に東京で会議がありサミューダ会長等が出席する。また、来年5月、横浜で世界リレーが開催され、サミューダ会長、ゲイル副会長、ブレイク陸連会長が行く。この2つの機会に鳥取に行き、2020へ向けての取組（事前キャンプのスケジュールや東京でのジャマイカ館の設置等）について話し合いたい。
- ・鳥取とのパートナーシップは2020年の後も続けていきたい。ゲイル副会長が基盤を作ってくれた。文化面でも交流を深めていきたい。

(3) ウエストモアランド県モーア知事夫妻との面談

- 日 時 10月17日（水）19時～21時（現地時間）
- 場 所 ウエストモアランド県ネグリル

（概要）

[2020年東京オリンピック]

- ・濱崎会長から、6月に布勢で行われたスプリント選手権でジャマイカから招聘したウェストモアランド県出身のマイリー選手が女子100mで優勝したことを報告した。
- ・モーア知事から、東京オリンピックの際には鳥取県を訪問したいとの意向が示された。

[友好交流の促進について]

- ・モーア知事から、青少年交流として、来年度はウェストモアランド県から5名程度を鳥取県に派遣したいとの意向が示された。これまでウェストモアランド県から青少年の派遣実績はなく、実現すれば交流進展に大きく寄与するものと期待できる。

3. 帰国報告会の開催

今回の青少年交流の成果を県民に広く知らうことを目的として次のとおり報告会を開催する。

- ・日時 平成30年12月16日（日）
- ・会場 エキパル倉吉多目的ホール（倉吉市上井195 JR倉吉駅構内）
- ・内容 県交流事業姉妹提携先への派遣生徒（ジャマイカ・ウェストモアランド県、米国・バーモント州）による、帰国報告プレゼン、パネルディスカッションなど

4. 写真



▲ 料理交流（リトルロンドン高）



▲ ダンス交流（リトルロンドン高）



▲ グラウンドゴルフ（リトルロンドン高）



▲ ロイヤルトンホテル送別会



▲ 地元児童との交流会



▲ ヒーローズ・デイのダンス披露

(参考) 行程

月 日	青少年団	ホストタウン団
10月12日 (金)	ジャマイカ到着、ウェストモアランド県主催歓迎会	
13日 (土)	地元児童、住民との交流行事 (地元慈善団体「NEET」主催)	
14日 (日)	ウェストモアランド県内視察	
15日 (月)	ヒーローズ・デイ (国民の祝日) 祭典でのダンス披露	
16日 (火)	訪問校生徒(バディ)とのレクリエーション	
17日 (水)	リトルロンドン高校訪問。料理、ダンスで交流	ジャマイカ着 モア知事と意見交換会
18日 (木)	グリンジヒル高校訪問。料理交流 ロイヤルトンホテルでの料理交流、送別会	青少年団に同じ
19日 (金)	在ジャマイカ日本大使主催鳥取県訪問団歓迎レセプション	青少年団に同じ
20日 (土)	ジャマイカ出発	ジャマイカ五輪協会との 交流協議
21日 (日)		ジャマイカ五輪協会主催昼 食会
	(22日帰国)	(24日帰国)

平成29年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」の公表について

平成30年11月29日
いじめ・不登校総合対策センター

平成29年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」の結果が公表されました。

いじめに関しては、小・中学校で昨年度より認知件数が増加していますが、千人あたりの認知件数は全国平均を下回っています。

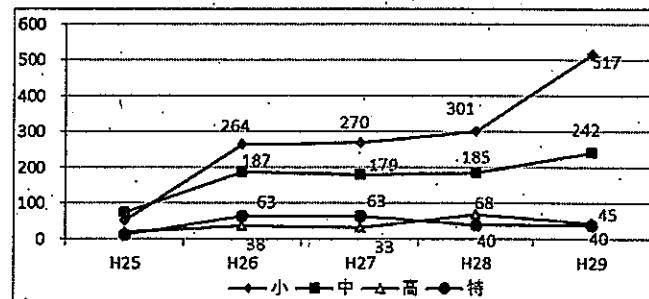
不登校に関しては、鳥取県は平成28年度と比べ、小学校は14人増加（出現率は0.05%上昇）、中学校は3人増加（出現率は0.08%上昇）、高校は23人増加（出現率は0.17%上昇）しています。

暴力行為に関しては、小・中学校とも前年度を上回り、平成25年度以降で過去最高の数値となっています。また、小・中学校ともに、生徒間暴力の件数が増えています。

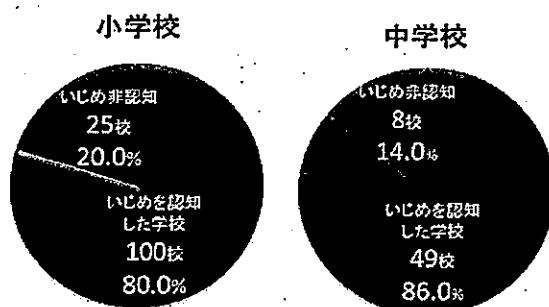
1 いじめの状況について

(1) いじめの認知件数の推移（国公私立）(H25-H29)

いじめの状況		H25	H26	H27	H28	H29
鳥取県	小	52	264	270	301	517
	中	73	187	179	185	242
	高	20	38	33	68	45
	特	12	63	63	40	40
	計	157	552	545	594	844
認知件数/千人		2.4	3.7	3.7	9.6	13.8
全国	認知件数/千人	13.4	13.7	16.5	23.8	30.9



(2) いじめを認知した学校の割合 (公立のみの県独自調査より)



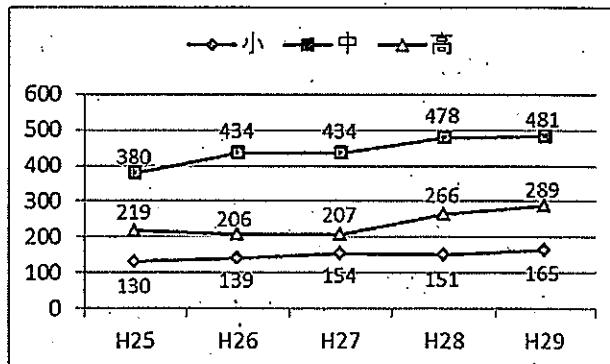
(3) いじめに関する分析と対応

- ・他県と比較すると1,000人当たりのいじめの認知件数は低い状況である。また、いじめ認知の学校間格差もある。引き続き職員研修や学校訪問等での説明により、いじめの積極的な認知を促すとともに、いじめの早期発見につながる記名または無記名アンケートの効果的な活用等を進めていく。
- ・いじめ認知ゼロの学校を抽出訪問する。
- ・いじめ問題対策連絡協議会で、「SNSによるいじめの通報システムについて」と「いじめ対応マニュアルについて」の検討を行い、施策に反映させる。

2 不登校等の状況について

(1) 不登校児童生徒数の推移（国公私立）

不登校状況		H25	H26	H27	H28	H29
鳥取県	小	130	139	154	151	165
	中	380	434	434	478	481
	高	219	206	207	266	289



(2) 不登校出現率 (%)

	H25	H26	H27	H28	H29	
小	鳥取県	0.42	0.45	0.51	0.51	0.56
	全国	0.36	0.39	0.42	0.48	0.54
中	鳥取県	2.31	2.65	2.69	3.02	3.10
	全国	2.69	2.76	2.83	3.01	3.25
高	鳥取県	1.76	1.34	1.35	1.73	1.90
	全国	1.88	1.59	1.49	1.47	1.51

(3) H28→H29の出現率の比較 (%)

	小	中	高
鳥取県	+0.05	+0.08	+0.17
全国	+0.06	+0.24	+0.04

全国、鳥取県とも不登校の出現率は上昇しているが、全国の上昇に比べ、鳥取県の小・中学校の上昇率はおさえられている。

(4) 不登校に関する対応について

・教育相談体制の充実

「教育相談体制充実のための手引き」に基づいて、引き続き管理職や学校担当者の研修、学校訪問等で教育相談体制の充実についての周知を図っていく。

＜手引きのポイント＞

- ・未然防止、早期発見及び早期支援に重点を置いた体制づくり
- ・SC 及び SSW 等の専門家や関係機関と連携した組織的対応
- ・課題の要因や背景に目を向けた具体的な支援。

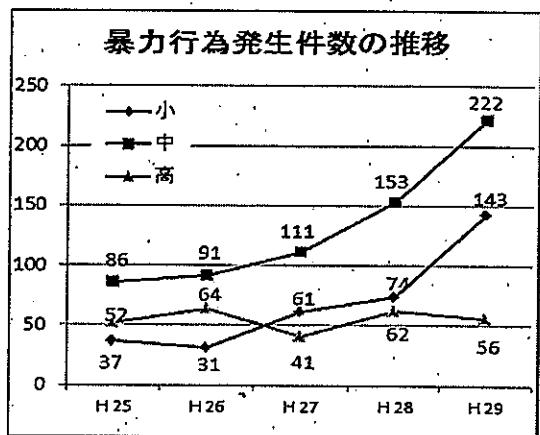
・新規不登校を減らす取組

不登校の分析を「継続数（前年度も不登校であった児童生徒数）」「新規数（前年度は不登校でなかった児童生徒数）」に分けてその推移を見ることで学校の成果や課題を確認し、学校の「P D C Aサイクル」を機能させ、早期発見・早期支援に重点を置いた取組を行う。

3 暴力行為の状況について

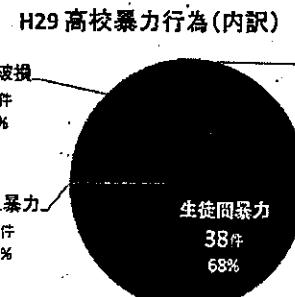
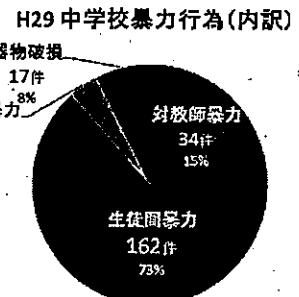
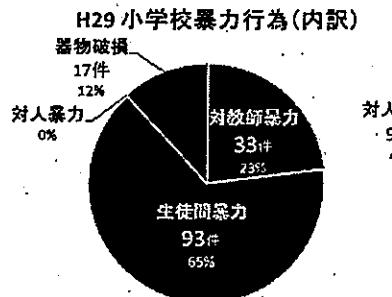
(1) 鳥取県の暴力行為の発生件数の推移 (国公私立)

暴力行為	25 年 度	26 年 度	27 年 度	28 年 度	29 年 度	前年比 増減数
鳥取県	小	37	31	61	74	+143 +69
	中	86	91	111	153	+222 +69
	高	52	64	41	62	+6 +16
	計	175	186	213	289	+124 +132
	発生件数/ 千人	2.8	3.0	3.5	4.7	+7.0 +2.3
全国	発生件数/ 千人	4.3	4.0	4.2	4.4	4.8 +0.4



(2) 暴力行為の内訳

(国公私立)



(3) 暴力行為に関する分析と対応について

- ・小・中学校の暴力行為の増加、その中でも生徒間暴力の増加は、いじめの積極的な認知を進めているため、併せて生徒間暴力として報告されることによると考えられる。
- ・児童生徒が行為を起こす背景や要因は何か、同じ児童生徒が行為を繰り返すことはないのか、指導が入りにくいとか不安感が強いなどの視点での検証など、児童生徒理解をしっかりと行った上での組織的な対応が必要である。

青谷上寺地遺跡出土人骨DNA分析中間成果報告及び青谷上寺地遺跡第18次調査の成果について

平成30年11月29日
文化財課

「青谷上寺地遺跡出土人骨—DNA研究から何が見えるのかー」DNA分析中間成果報告

国立科学博物館、国立歴史民俗博物館及び鳥取県埋蔵文化財センターが共同で行っている、青谷上寺地遺跡出土人骨のDNA分析について、去る10月21日に静岡県で開催された第72回日本人類学会大会公開シンポジウムで国立科学博物館の篠田謙一副館長が分析成果の一部を報告されました。その情報を県民と共有するため、地元青谷町に同副館長をお招きし、一般向けのトークセッションを開催しました。

1 日 時 平成30年11月17日（土）午前10時から午前11時30分まで

2 場 所 鳥取市青谷町総合支所 2階 多目的ホール

3 出演者 ゲスト：篠田謙一（国立科学博物館 副館長・人類研究部長）
聞き手：濱田竜彦（鳥取県埋蔵文化財センター 青谷上寺地遺跡調査整備担当係長）

4 共同研究・中間成果のポイント

分析対象 弥生時代後期（2世紀代）に埋まった溝（SD38）出土人骨群

【ミトコンドリアDNA分析（母系の遺伝子情報）】

- 約40個体を分析し、32体のハプログループが判明
- 多くの母系が存在し、互いに密接な血縁関係を持たない人々の集まりと考えられる。
- 大部分が渡来系のミトコンドリアDNAを持っており、弥生時代後期にかかわらず在来系集団との混血が進んでいない。
- 引き続き核DNAを分析し、ミトコンドリアDNAからは見えない父系などの検討も行う。

【放射性炭素年代測定】

- 3個体について年代を測定
- いずれの年代も2～3世紀初頭に収まり、溝から出土した土器の型式から推測していた時期と矛盾しない。

（注）ハプログループ

- 祖先が共通のハプロタイプ（DNAの塩基の配列の型）を併せもつ人の集団
- ミトコンドリアDNAは母から子へ受け継がれる遺伝子なので、そのハプロタイプとともに母系を追跡することができる。

5 参加者

- 定員を満たす150人の参加があり、注目度の高さがうかがわれる。

（感想）

- どのような分析を行うことで、どのようなことが分かるのか、良く理解できた。
- 今後の分析と研究の成果が楽しみ。



6 その他

- 3月2日（土）に第3回とつとり弥生の王国シンポジウム「倭人の眞実」を開催
- これから行われる核DNAの分析成果などを盛り込み、最新の情報を発信する予定

II 青谷上寺地遺跡第18次発掘調査の成果

平成30年度に行った青谷上寺地遺跡第18次発掘調査の成果は次のとおりです。

1 主な調査目的

史跡整備に必要なデータを得るために、中心域（弥生人の主な活動の舞台となった微高地）の北側に推定される海岸線付近の様相を解明する。

2 主な調査成果

古代までの耕作土を掘削後、青谷上寺地遺跡の最盛期の終わりの段階である弥生時代終末期（3世紀前半）の地層を中心に発掘調査を実施した。中心域の土砂の流出を防ぐために、土手や護岸された溝の構築を行うなど、土木工事が繰り返し行われていたことが明らかとなった。

3 今後の調査

微高地である中心域から海に向かって下がっていく当調査地は、従来から港湾施設の存在が期待される場所であり、今回確認した遺構群について、港湾施設の一部である可能性も含め、その性格の解明に向けて今後詳細に検討していく。

4 遺跡の公開

平成30年11月17日（土）に現地説明会を開催し、110人の参加があった。

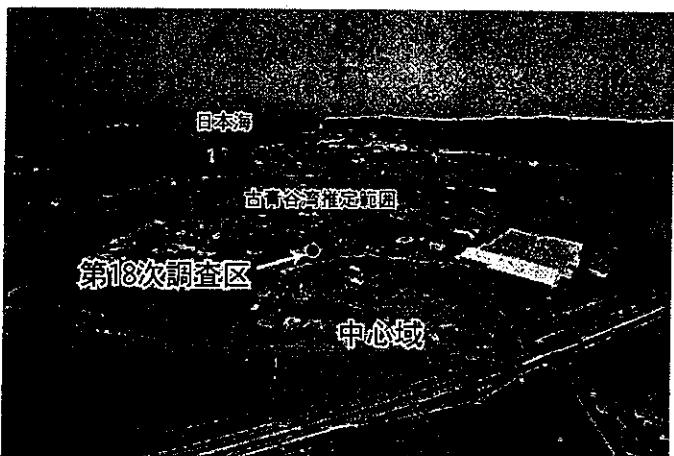


写真1 第18次発掘調査区と中心域、古青谷湾の推定範囲

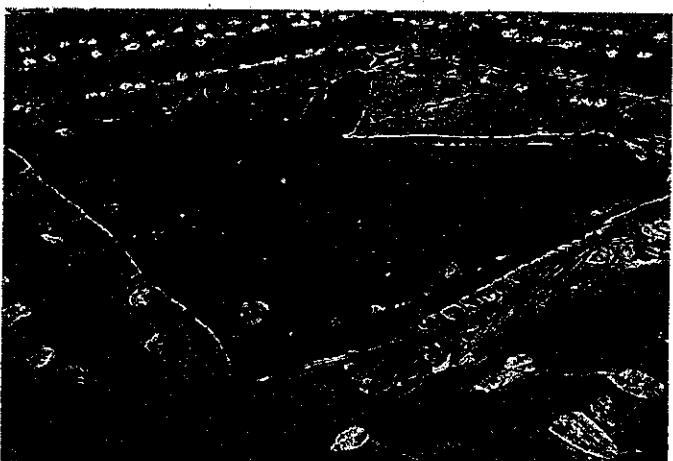


写真2 第18次調査区の発掘状況



写真3 溝から多数出土した土器の状況

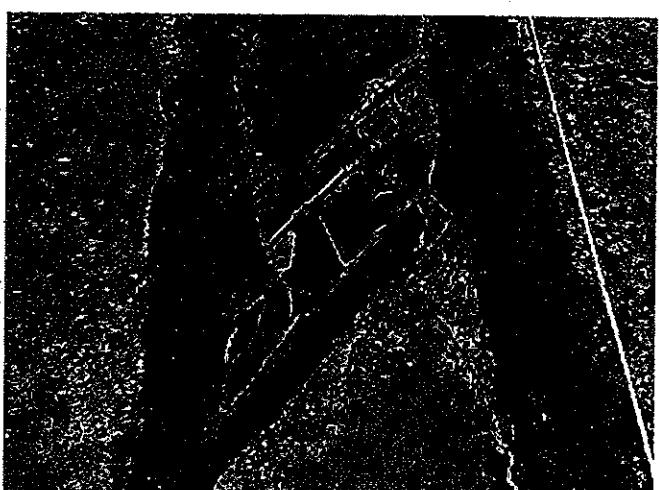


写真4 板と杭で構築された建造物

弥生時代。青谷上寺地遺跡には、どのような人々が
集い、暮らしていたのだろう。
最先端のDNA解析を駆使した人類学と
考古学とのコラボレーション
「倭人の眞実」解明への序章

青谷上寺地遺跡出土 DNA研究から何が見えるのか

- DNA分析中間成果報告会 -

2018年11月17日(土) 10:00~11:30
鳥取市青谷町総合支所 2F 多目的ホール
(鳥取市青谷町青谷667)
鳥取県埋蔵文化財センター

Special Guest
篠田 謙一
国立科学博物館 副館長・人類研究部長

Facilitator
濱田 竜彦

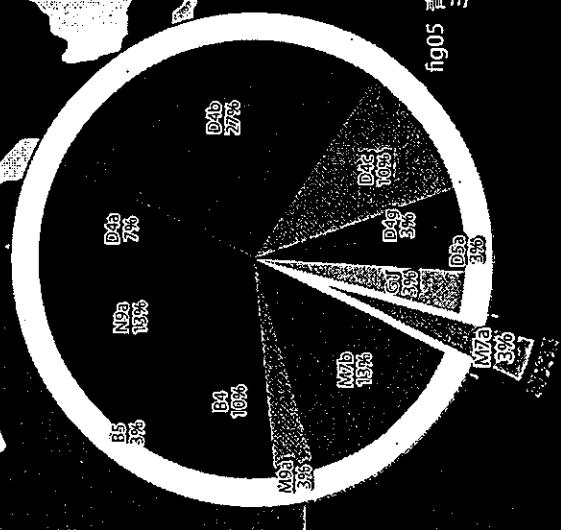
鳥取県埋蔵文化財センター 青谷上寺地遺跡調査整備担当係長



fig04 東アジアにおけるミトコンドリアDNA各ハプログループ

fig05 青谷上寺地遺跡出土人骨
ミトコンドリアDNAハプログループ

鳥取県埋蔵文化財センター青谷調査室
Tel : 0857-85-5011 Fax : 0857-85-5012
Mail : mailcenter@pref.tottori.lg.jp



青谷上寺地遺跡出土 弥生人骨のDNA分析

fig01 弥生時代後期後半の溝から出土した人骨
発掘調査の様子（2000年当時）

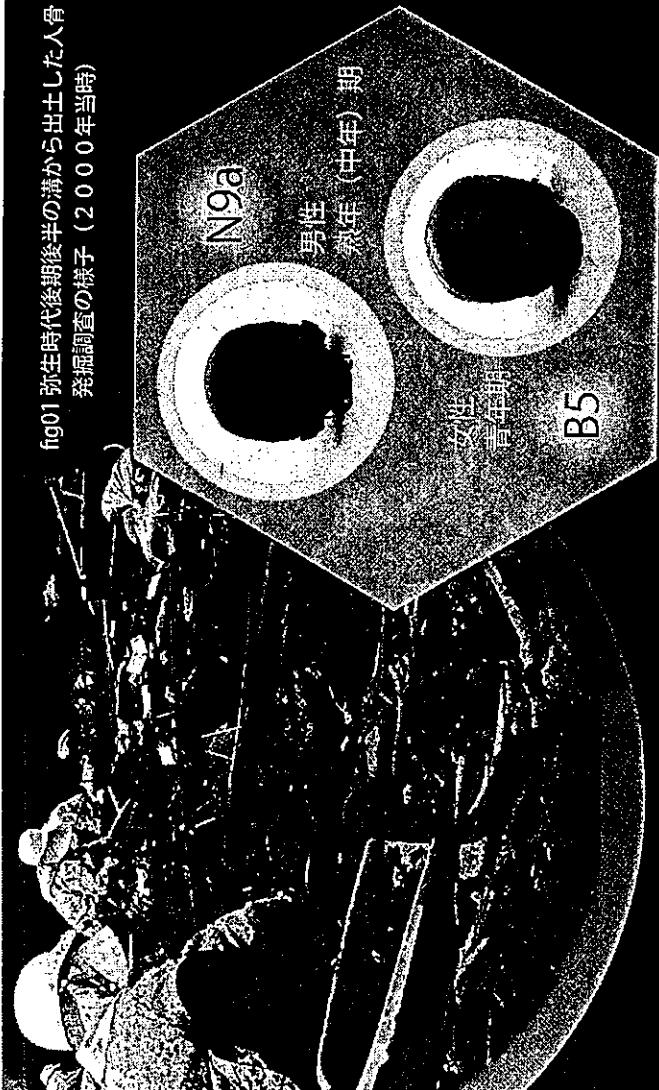
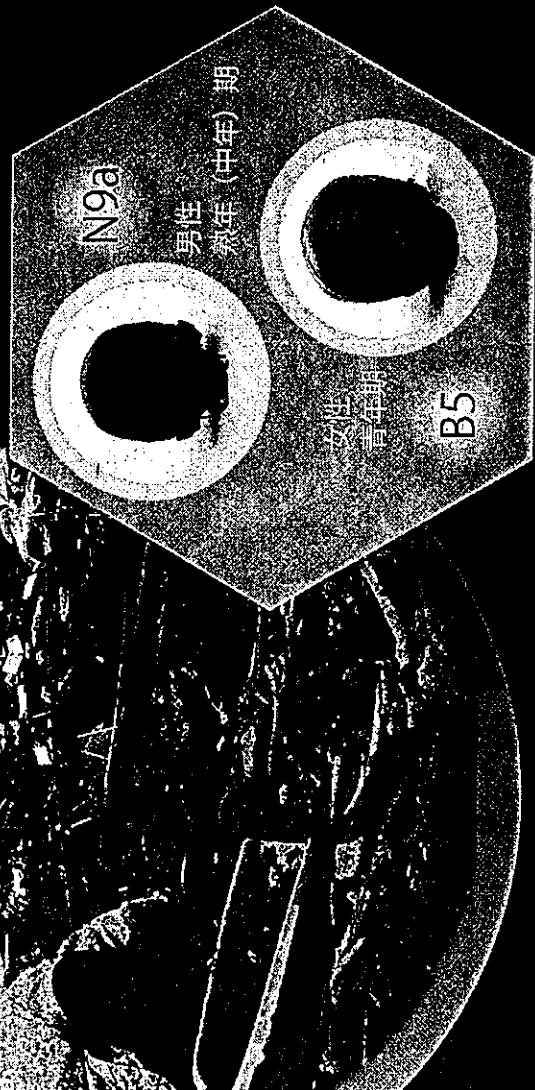


fig02 青谷上寺地遺跡出土人骨のミトコンドリアDNA分析結果（一例）



ミトコンドリアDNAとハプロタイプ

生物の細胞には、ミトコンドリアと核に遺伝情報を伝えるDNA（デオキシリボ核酸）が存在しています。DNAは糖とリン酸、そしてアデニン（A）、グアニン（G）、チミン（T）、シトシン（C）という4種の塩基（有機化合物の一種）で構成される物質です。ミトコンドリアDNAには約1万6500個の塩基が連なっています。現在、人類学では、私たちホモ・サピエンスは約20万年前にアフリカで誕生し、約6万年前から地球の各地に拡散していったと考えられています。その過程で、塩基の配列に様々な変異が生じ、遺伝的な多様性が生じました。その変異の型がハプロタイプです。ミトコンドリアDNAは母から子へと受け継がれる遺伝子なので、そのハプロタイプをもとに母系を追跡することができます。

祖先が共通のハプロタイプを併せもつ人の集団をハプログループと呼びます。同じハプログループに属する人々は数万年遡ると共通の母親にたどり着きます。N9bやD4といったアルファベットと数字の組み合わせでそれぞれのグループを表しますが、更に細かく分類するときは、N9b1とかM7a1aなどアルファベットと数字を追加していきます。縄文時代の日本列島に代表的なハプログループはN9bやM7aでした。弥生時代の人骨には縄文人に共通する形質を備えた「縄文系弥生人」も知られています。

したがって青谷上寺地遺跡出土人骨にも渡来系と縄文系のハプログループが存在するだろうと推測していました。しかし、その予想に反して、分析結果を得た32体の人骨のうち、31体が渡来系弥生人に分類されるハプログループであること、さらに渡来系の中に多数のハプログループがあることが分かりました。このことは母系を異にする様々な人々が大陸から青谷上寺地遺跡にやって来ていたことを示唆しています。考古学による研究では、青谷上寺地遺跡は日本海を行き交う人たちが訪れる交易の拠点だったと考えています。ミトコンドリアDNAの解析から見えてきた多様な渡来系弥生人は、そうした考古学的所見を支持するものといえそうです。

青谷上寺地遺跡出土人骨の研究はスタートしたばかりです。今後、この共同研究では、母親方だけでなく父親方の遺伝子も受け継いでいる核DNAの分析を進める計画です。将来、青谷上寺地遺跡に暮らしていた人々のより詳しい情報を知ることができるかもしれません。

fig03 DNAを構成する塩基の模式図

*fig03・04:『歴史 REAL 日本人の起源』(洋泉社2018年)を参考に作成

県内文化財の新規国登録について

平成30年11月29日
文化財課

平成30年11月16日（金）、国の文化審議会（会長 佐藤信^{さとうまこと}大学共同利用機関法人人間文化研究機構理事）は、下記の建造物を国登録有形文化財として登録するよう文部科学大臣に答申しました。

記

1 文化財の名称

○石尾家住宅主屋、土蔵、門及び塀（鳥取市鹿野町鹿野） 3件

計 1箇所3件

2 文化財の特徴等

名称	所在の場所	特徴等	建築年代
石尾家住宅 主屋、土蔵、門及び塀	鳥取市 鹿野町 鹿野	鹿野の旧城下町中心部に位置し、旧鹿野往来に面して建つ商家。主屋は切妻造棟瓦葺の「つしニ階建」で、往来に面して店があり、その西側には前庭を囲んで別棟で奥の間と新座敷が連なっている。正面は繊細な格子や絵様付の腕木で景観が整えられている。主屋西側の往来沿いには塀と土蔵が建ち、腕木門が設かれている。鹿野の町並み景観の核となる大型町屋である。	主屋:江戸末期 土蔵:明治後期 門及び塀:昭和前期

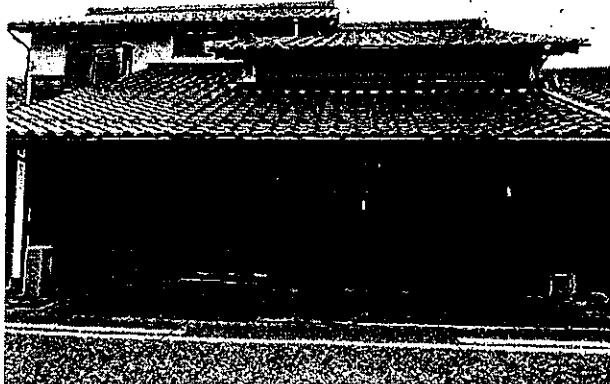
石尾家住宅主屋・土蔵・門及び堀



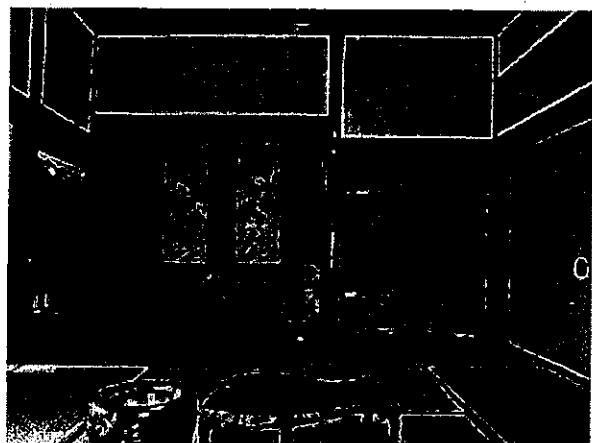
位置図



旧鹿野往来と石尾家住宅



格子で正面景観が整えられた主屋（店部分）



新座敷の床の間



往来に面した土蔵と堀



ベンガラ塗の扉と井桁模様が特徴的な門

3 今回、国で答申が行われる建造物の概要

	今回答申分	累計
登録数	185件	12,128件
関係市町村	57市町村(区)	935市町村(区)
関係都道府県	34都道府県	47都道府県
時代別登録件数	江戸以前	35件
	明治	50件
	大正	32件
	昭和	68件

4 鳥取県の状況

(1) 鳥取県の国登録文化財、国・県指定文化財総数(今回登録後・未告示含む)

国登録文化財	国指定文化財	県指定文化財
(239) 245	(18) 123	(24) 296

() 内は建造物の数
※「彫刻及び建造物」含む

(2) 登録物件の所在する市町村の文化財件数(今回答申分含む)

	国登録文化財	国指定文化財	県指定文化財
鳥取市	(58) 60	(4) 30	(4) 117

() 内は建造物
※「彫刻及び建造物」含む

鳥取県教育委員会公募型プロポーザル方式受注者選定等審査会（美術館整備運営事業）の概要
及び「美術館フォーラム」の開催について

平成 30 年 11 月 29 日
博 物 館

鳥取県教育委員会公募型プロポーザル方式受注者選定等審査会（美術館整備運営事業）を開催しましたので、その概要等について報告します。

また、より多くの県民に美術館づくりへの関心を高めていただくために、美術館フォーラムを開催しますので、その概要をお知らせします。

記

1 鳥取県教育委員会公募型プロポーザル方式受注者選定等審査会（美術館整備運営事業）

(1) 日 時 平成 30 年 11 月 20 日（火）午後 1 時 30 分から午後 4 時まで

(2) 場 所 鳥取県庁 特別会議室

(3) 委 員

氏 名	役 職 等
林田 英樹	日本工芸会理事長、元文化庁長官、基本構想検討委員会会長、アドバイザリー委員会座長
衣笠 幸雄	TBSテレビ社長室顧問、前TBSサービス社長、基本構想検討委員会委員
山梨 俊夫	国立国際美術館館長、前神奈川県立近代美術館館長
佐治 ゆかり	郡山市立美術館館長、美術館連絡協議会理事
光多 長温	都市化研究公室理事長、元鳥取大学地域学部教授、元神奈川県 PFI 事業者選定審査会委員
堀越 英嗣	芝浦工業大学建築学部長、（株）堀越英嗣 ARCHITECT 5 代表、元鳥取環境大学教授
遠藤 由美子	公立鳥取環境大学副学長、環境学部教授（建築専門）
根鈴 智津子	倉吉市教育委員会事務局文化財課長
池上 祥子	鳥取県地域振興部文化振興監兼文化政策課長

(4) 議題

- ・審査会運営要綱の制定及び委員長の選任について
- ・鳥取県立美術館整備の検討状況について
- ・「未来をつくる美術館」の基本スキーム・事業者選定方法について
⇒資料は別冊資料のとおり

(5) 主な意見等

- ・審査会の委員長に林田英樹氏（元文化庁長官）を選任し、林田委員長から、委員の方々の専門的知見に加えて PFI 制度を十分理解しながら丁寧な審議をしていきたいとの挨拶があった。

（施設整備）

- ・基本計画の諸室の規模について狭い箇所があると感じる。施設全体で一律の整備でなく、例えば、収蔵エリアは美術品収蔵のためのしっかりとした造りとしながらも事務エリアは一般的なレベルとするなど、各部屋によって求められる水準が異なる施設では、坪単価はエリアや諸室毎に異なるだろう。重要なのはメリハリである。民間事業者がよりコストコントロールをしやすくするには事細かに諸室毎の面積制限を設けない方が良いのではな

いか。

- ・海外の美術館では、エントランスホールやロビーでユニークベニューに取り組んでおり、美術館の特別感が演出でき美術館の顔になる場所であり、事業者が自由な形で活用できる場として、面積も含めて提案できることが必要である。
- ・建築は収蔵品とバランスを取る必要があり、収蔵品、展示内容、展示方法の方向性が事業者に明らかにされている方が、結果として質の高い設計が生まれやすいと考える。
- ・事業者からの提案に係る前提条件について、物理的な根拠に基づいたものであるならば良いが、提案を制限してしまうような前提条件を設ける重要性は低いと考える。なるべく民間事業者の創意工夫が發揮されるような枠組みとしてほしい。

(官民連携)

- ・官民双方の協働が成功するためには細かく業務分担がされていることではなく同等の能力を持った者同志が同じ方向性を持って取り組んでいくことであると認識している。
- ・「展示室」であっても、県民ギャラリーと常設展示室、企画展示室は動線や管理方法等が異なるので、部屋の機能やスタッフの配置等についても熟知された提案が必要である。
- ・ポップカルチャーに係る展覧会をPFI事業者が主体で実施するように見受けられるが、美術館に対する評価にも繋がる責任のある業務である以上、民間事業者の学芸的な面での能力を評価することも必要ではないか。
- ・民間との連携については、他施設での課題や状況等もよく確認しながら、上手く連携できるよう検討してほしい。

(事業者選定プロセス)

- ・美術館整備で設計は重要な要素である一方、提案内容を公開プレゼンで公にする事業者への配慮も必要となる。
- ・PFI手法において公開プレゼンを実施することに問題がないか懸念があるので、事業者の声もよく聞いてほしい。

(その他)

- ・鳥取の文化、鳥取らしさがどのように理解され、わかりやすく表現されているかの視点が重要となる。
- ・いろんな世代の方々が美術館に来ていただける事業展開を盛り込むべき。
- ・障がい者アートをはじめとした県の主要施策との連携も評価項目として重要である。
- ・県内産業への貢献の評価は、「地元企業等が入ることでこんないいアイデアが出た。」などの提案を評価すべき。
- ・他県の美術館において、建築の質が高くないにも関わらず成功した事例、また設計の質は高いもののコストも高いといった事例があるように思う。本事業では、こうした事例について分析もしながら検討を進めてほしい。

(6) 今後の対応

- ・民間事業者に対するマーケットサウンディングなどを行い、必要な修正などを検討した上で、事業者に公表する実施方針、要求水準書（案）について、次回の第2回審査会で議論していただき、その内容を県議会へ報告した上で、実施方針の公表を行う。
- ・3.1年7月頃を想定する入札公告までに審査会を複数回開催し、落札者決定基準（評価項

目及び配点等)を決定していただく。

2 美術館フォーラムの開催

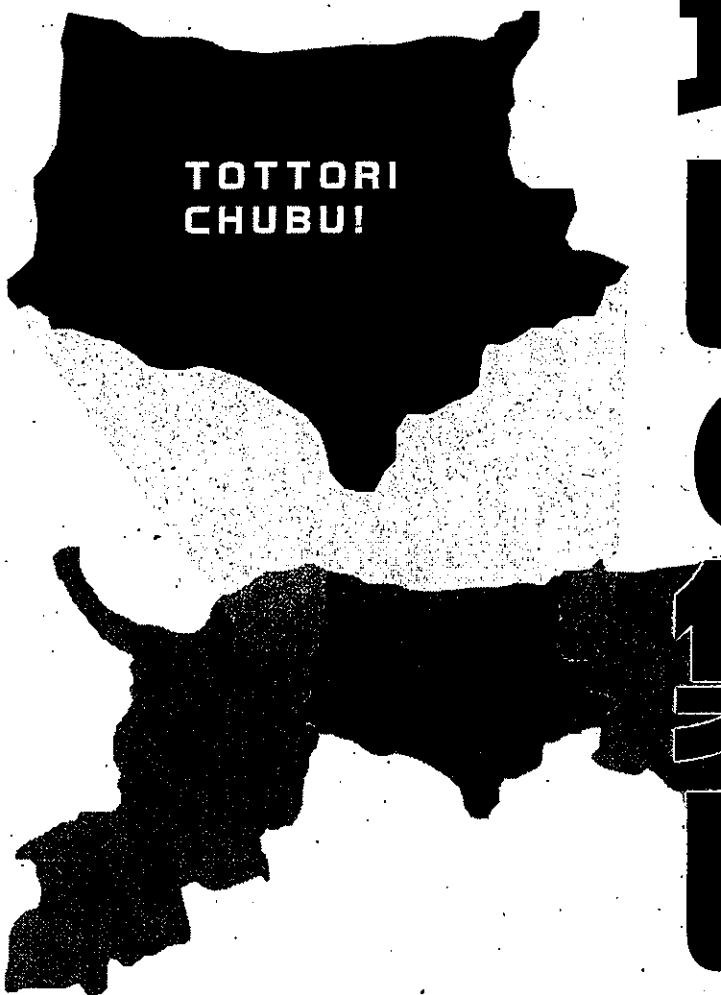
中部地区の官民55団体による「県立美術館と共に歩む中部地区の集い協議会」と共催で、みんなでつくる「県民立美術館」の実現を目指した美術館フォーラムを開催します。

- (1) 日 時 平成30年12月15日(土)午後2時から午後4時50分まで
- (2) 場 所 倉吉未来中心 小ホール
- (3) 主 催 県立美術館と共に歩む中部地区の集い協議会
共 催 鳥取県、鳥取県教育委員会
- (4) 概 要
 - ①基調講演:「美術館から感性を磨く」
講師:蓑 豊 氏(兵庫県立美術館館長・金沢21世紀美術館特任館長)
 - ②パネルディスカッション
テーマ「作ろう!支えよう!みんなの県立美術館」
コーディネーター:佐伯 健二 氏(協議会応援団部会長)
パネリスト:
 - <高校関係者> 伊東 寛敏 氏(版画家・高校教諭)
 - <大学関係者> 前田 夏樹 氏(鳥取短期大学准教授)
 - <子ども親世代> 福本 奈美 氏(介護士)
 - <近隣地域住民> 吉田 圭子 氏(BYヨシダ会長)
 - <美術愛好家> 井上 裕貴 氏(倉吉博物館協会理事、百花堂委員会副会長)
 - ③美術館紹介パネル展示コーナー
国内の主な美術館について、コンセプトや建築デザイン等を紹介

TOTTORI
PREFECTURAL
MUSEUM OF ART
FORUM

基調講演
美術館から感性を磨く

パネルディスカッション
作ろう！支えよう！みんなの県立美術館



鳥取県立美術館フォーラム

中部に立 地歩む 地区の 美術 館と

TOTTORI
PREFECTURAL
MUSEUM OF ART
FORUM

日時 2018.12.15 [SAT]
14:00~16:50

会場 倉吉未来中心小ホール
[倉吉市駄経寺町212-5]

定員 310人

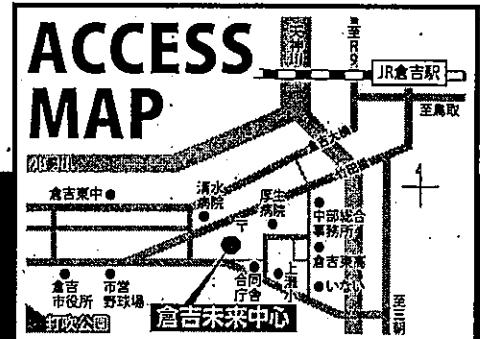
事前申込み不要、当日先着順※手話通訳あり

参加費無料

[主催]県立美術館と共に歩む中部地区の集い協議会 [共催]鳥取県、鳥取県教育委員会

お問合せ先

TEL.0858-36-5213 FAX.(0858)36-1016



鳥取県立美術館フォーラム

県立美術館と 共に歩む 中部地区の集い

鳥取県は、これから新しく県立美術館を倉吉市(倉吉パークスクエア隣接)に整備します。
(平成36年度(2024年度)開館予定)

中部地区の官民55団体が集まつた「県立美術館と共に歩む中部地区の集い協議会」では、鳥取県中部地震の復興のシンボルとして、また、中部地区をはじめ県全体の賑わいを創出する拠点として、みんなでつくる「県民立美術館」の実現に向けて、美術館フォーラムを開催します。皆さま、ぜひお誘いの上、ご参加ください。

M
E
N
T
O
R
A
K
A



蓑 豊氏 プロフィール

1941年金沢市生まれ。慶應義塾大学文学部卒業後、ハーバード大学大学院美術史学部博士課程修了、文学博士号取得。カナダ・モントリオール、米国・インディアナポリス、シカゴの各美術館にて東洋部長を歴任。1996年大阪市立美術館長、2004年金沢21世紀美術館初代館長に就任し、2005年より金沢市助役も兼務。2007年4月、金沢21世紀美術館特任館長、大阪市立美術館名誉館長となり、同年5月、オークションハウスのサザビーズ北米本社副会長に就任。2010年4月より兵庫県立美術館長。

当日スケジュール

14:00 開会、主催者あいさつ

基調講演 美術館から感性を磨く

講師：蓑 豊氏(兵庫県立美術館館長、金沢21世紀美術館特任館長)

15:00 休憩

パネルディスカッション

作ろう！支えよう！みんなの県立美術館

パネリスト：[版画家・高校教諭]伊東 寛敏氏(分野：高校関係)

[鳥取短期大学准教授]前田 夏樹氏(分野：大学関係)

[介護士]福本 奈美氏(分野：子ども親世代)

[株式会社ヨシダ(BYヨシダ)会長]吉田 圭子氏(分野：近隣の地域住民)

[倉吉博物館協会理事]井上 裕貴氏(分野：美術愛好家)

コーディネーター：[協議会応援団部会長]佐伯 健二氏

16:40 アピール、閉会

美術館紹介パネル展示コーナー

国内の主な美術館について、コンセプトや建築デザイン等を紹介します。

企画展「ミュージアムとの創造的対話 02」、美術部門テーマ展示「生誕百年 山本兼文展」及び
交流20周年記念展「中国河北省の伝統工芸」の開催について

平成30年11月29日
博物館

企画展「ミュージアムとの創造的対話 02」、美術部門テーマ展示「生誕百年 山本兼文展」及び交流20周年記念展「中国河北省の伝統工芸」を下記のとおり開催しています。

I ミュージアムとの創造的対話 02 空間／経験—そこで何が起こっているのか？

1 趣旨

鳥取県立博物館は、昭和47年の開館以来今日まで、調査研究に基づく資料の収集や展覧会及び教育普及プログラムを通して、文化芸術を保存し、次世代へ継承していくための活動を行ってきました。これをさらに広げ、いろいろな可能性に向けた「未来の美術館」の姿を描くための試みとして、シリーズ「ミュージアムとの創造的対話」をはじめました。この企画展は、「ミュージアム」という場所や従来の枠組みにとらわれないという精神の下、国内外の優れたアーティストによる実験的で多彩な表現を展示室の内外に展開させて、ミュージアムを批評的な視点を持ってながめ対話していきながら、これからの中の美術館／博物館のあり方、その可能性を模索するものです。

第2回目の今回は、作品と来場者／鑑賞者との間にあるものとは何か、という問い合わせから、両者の関係性を問い合わせる現代美術作家による作品の展示を行います。

2 会期 平成30年11月23日（金・祝）～12月24日（月・振休）

3 会場 鳥取県立博物館 第2特別展示室

4 主催 鳥取県立博物館

5 料金 一般600円（団体 400円）

※以下の方々の観覧は無料

70歳以上の方／大学生以下／学校教育活動での引率者／障がいのある方、難病患者の方、
要介護者等及びその介護者の方

6 出品作家 梅田 哲也（1980年生まれ）、小山田 徹（1961年生まれ）、田口 行弘（1980年生まれ）

7 関連事業 特別講演会やトークイベント、展示解説を開催。

II 美術部門テーマ展示 II 生誕百年 山本兼文展

1 趣旨

平成30（2018）年は、鳥取県を代表する彫刻家山本兼文の生誕100年に当たる年です。岩美町出身の山本兼文（1918～1992）は、鳥取師範学校を卒業後、教鞭を執る傍ら、昭和15年から3回続けて独立展（絵画部門）に入選するなど、最初は画家を目指していました。しかし、ちょうどその頃、日野郡二部（現伯耆町）出身の辻晉堂と出会い、その人柄と作品に強い感銘を受け、彫刻に転向します。以降、日本美術院展（院展）に発表を続け、昭和28年には同展にて佳作、昭和33年には奨励賞を受賞し、彫刻家として認められることとなります。その作品は、木やセメント、石などを素材とし、動物や肖像などの小品から、抽象表現へと展開していきます。院展の彫刻部門が解散後は、二紀展での発表を精力的に続け、昭和52年の同展出品作「石会」では、文部大臣賞を受賞しています。

このたびの展覧会では、当館と鳥取県内個人が所蔵する彫刻作品を中心に、初期から晩年までの多様な作品および県内各所に設置された野外彫刻等を紹介し、山本兼文の制作活動を回顧します。

- 2 会期 平成30年11月23日（金・祝）～12月24日（月・振休）
- 3 会場 鳥取県立博物館 第1特別展示室
- 4 主催 鳥取県立博物館
- 5 料金 一般180円、（20名以上の団体150円） ※無料の方は、Iの企画展と同じ。
- 6 展示内容 彫刻、絵画、素描等およそ60点および野外彫刻の写真パネル30点他
- 7 関連事業

スペシャルギャラリートーク

講師：石谷 孝二氏（彫刻家、鳥取大学名誉教授）

日時：11月24日（土）14:00～15:00

定員なし、事前申込不要、要観覧料

III 鳥取県立博物館・河北博物院交流20周年記念展「中国河北省の伝統工芸 剪紙・年画・皮影芝居」

1 趣旨

平成30年度は鳥取県立博物館と河北博物院が友好交流館協定を締結してから20周年を迎えます。この間、両館は隔年で職員を相互に派遣し、フォーラムやワークショップを行うなど友好交流を重ねてきました。

今回、交流20周年を記念して、平成30、31年度と2か年にわたりて相互に展覧会を開催します。平成

30年度は河北博物院所蔵の「武強年画」、「蔚県の切り紙」、「唐山皮影芝居」を当館で展示し、平成31年度に当館所蔵の民工芸品（因州和紙）を河北博物院で展示する予定です。

本展示を通じて、河北省の歴史文化について広く県民に紹介するとともに、両館のさらなる交流、協力関係を促進させる一助とします。

- 2 会期 平成30年11月23日（金・祝）～平成30年12月24日（月・振休）
- 3 会場 鳥取県立博物館 第3特別展示室
- 4 主催 鳥取県立博物館、河北博物院
- 5 料金 一般180円、（20名以上の団体150円） ※無料の方は、Iの企画展と同じ。
- 6 展示内容

（1）河北省の伝統工芸品

①武強年画：年画とは春節に家の門扉や窓などに貼る吉祥をあらわす刷物。河北省武強県がその産地のひとつ。

②蔚県の切り紙：河北省蔚県で行われる切紙細工。

③唐山皮影芝居：河北省唐山市で行われるロバ皮の人形を使った伝統的な紙芝居。

- （2）唐山皮影芝居の映像展示（大スクリーンに投影）
- （3）体験（武強年画体験＋切り絵体験。常時開催）

7 関連イベント

①11月23日（金・祝）開会式（午前10時～11時、展示解説も含む）

午後：切り絵ワークショップ

②11月24日（土）倉吉切り絵サークルとの交流会（倉吉博物館と共催）

「鳥取県運動部活動の在り方に関する方針」（案）について

平成30年11月29日
体育保健課

1 方針策定の趣旨

運動部活動は、生徒の健全な育成を図るための意義ある活動として、運動部活動の責任者の指導の下、学校教育活動の一環として行われている。

しかし、少子化の進展、勝利至上主義による過度な活動、教職員の長時間勤務等、様々な問題が浮き彫りとなっている。

このような中、平成30年3月スポーツ庁が「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を策定し、都道府県はこのガイドラインに則り、「運動部活動の在り方に関する方針」（以下、「方針」と呼ぶ。）を策定することが求められた。

以上のことから、県内各学校における運動部活動の明日への第一歩として、本方針（案）を策定した。

2 方針策定上の留意点

- ①スポーツ庁が策定したガイドラインに則ること。
- ②生徒の健康。（教職員の健康にも配慮。）
- ③本県のスポーツ振興・発展。

3 方針の概要

※下線部分は、国のガイドラインに則り、鳥取県の運動部活動の実態等を踏まえた鳥取県独自の内容

＜適切な運営のための体制整備＞

- ・市町（学校組合）教育委員会や学校法人等の学校の設置者は、県の方針を参考に「設置する学校に係る運動部活動の方針」を策定する。
- ・校長は、学校の設置者の「設置する学校に係る運動部活動の方針」に則り、「学校の運動部活動に係る活動方針」を策定し、以降適宜見直し・更新をしていく。
なお、活動方針の策定に当たっては、部活動は生徒の自主的、自発的な参加により行われることに鑑み、生徒の意見等を踏まえるなど、生徒の実態に応じて策定することが望ましい。
- ・運動部顧問は、年間活動計画並びに毎月の活動計画及び活動実績を作成し、校長に提出する。
- ・校長は、年度当初に教職員間で活動方針等の共通理解を図るため、部活動顧問会議等を開催するとともに、保護者に部活動を正しく理解してもらうため、学校全体または部活動毎に部活動の運営方針等を説明する。

＜合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組＞

- ・校長及び運動部顧問は、生徒の心身の健康管理、事故防止及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。
- ・運動部顧問は、競技種目の特性等を踏まえた科学的トレーニングの積極的な導入等により、休養を適切にとりつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。

＜適切な休養日等の設定＞

- ・中学校・・・学期中は週当たり2日以上の部活動休養日を設けること（平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日（以下「週末」という。）は少なくとも1日以上を休養日とする。週末に大会参加等で活動した場合は、部活動休養日を他の日に振り替えること。）。
1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日（学期中の週末を含む）は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行うこと（暑い時間帯を避けるため朝練習を行う場合の時間も含む）。
- ・高等学校・・・原則として、週末のいずれかを含む週1日以上の部活動休養日を設けること（週末に大会参加等で活動した場合は、部活動休養日を他の日に振り替えること。）
原則として、1日の活動時間は、長くとも平日では3時間程度、学校の休業日（学期中の週末を含む）は4時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的

な活動を行うよう努めること（暑い時間帯を避けるため朝練習を行う場合の時間も含む）。

- ・ただし、上記は中学校及び高等学校段階の活動日及び活動時間の遵守すべき基準等を定めたものであるため、管理職及び部活動顧問は生徒の体調管理を最優先に考え、場合によっては活動時間を短縮したり活動日を減らしたりするなど、必要な手立てを講じること。
- ・また、管理職は、部活動顧問の部活動以外の業務も含めた時間外勤務が過度なものとならないよう学校全体として適切な指導体制を構築し、適宜是正を行うこと。
- ・運動部活動では、熱中症事故防止や安全の確保のため、「スポーツ活動中の熱中症予防ガイドブック（公益財団法人日本体育協会）」で示されている「熱中症予防運動指針」を参考に、猛暑の中での活動は控えるなど適切な対応をとるよう努めること。

<生徒のニーズを踏まえたスポーツ環境の整備>

- ・県、県教育委員会、学校の設置者及び校長は、単一の学校では特定の競技の運動部を設けることができない場合には、複数校の生徒が拠点校の運動部活動に参加する等、合同部活動等の取組を推進する。
- ・県、県教育委員会、学校の設置者及び校長は、生徒のスポーツ環境の充実の観点から、学校や地域の実態に応じて、地域のスポーツ団体との連携、保護者の理解と協力、民間事業者の活用等による、学校と地域が協働・融合した形での地域のスポーツ環境の充実を推進する。
- ・校長は、部活動が学校教育活動において教育的効果をもたらすものであることを踏まえつつ、生徒の自主的、自発的な参加により行われるものであることに鑑み、部活動への加入は原則として、生徒が自由に選択できるようにする。

<学校単位で参加する大会等の見直し>

- ・県中体連、県高体連、県高野連及び学校の設置者は、学校が参加する大会・試合の全体像を把握し、週末等に開催される大会・試合参加が生徒や顧問の過度な負担とならないよう、大会等の統廃合等を主催者に要請するとともに、各学校の運動部が参加する大会数の上限の目安等を定める。
- ・各学校の運動部が参加する大会数の上限は以下を目安とする。
各学校の運動部が参加する大会は、原則として学校体育団体の主催若しくは共催する大会とする。それ以外の大会への参加については、本方針の趣旨を踏まえ、生徒の教育上の意義や、生徒や顧問の負担が過度とならないことを考慮して、実態に応じて各学校において定めることとする。

4 期待される効果

- ・生徒にとって、知・徳・体のバランスのとれた心身の成長と、豊かな学校生活を送ることができる。
- ・教職員にとって、長時間勤務の是正や負担軽減を図ることができる。
- ・部活動にとって、合理的でかつ効率的・効果的な活動につながり、教育的効果を高めることができる。

5 これまでの検討経過及び今後の予定

- ・「運動部活動の在り方に係る協議会」での意見聴取（8、11月）

<委員>地教委、校長会、学校体育団体、競技団体、スポーツ少年団、総合型地域スポーツクラブ、PTA、県体協、ほか

- ・「定例教育委員会」での協議等（9、10、11月）
- ・「スポーツ審議会」での意見聴取（10、11月）
- ・11月中に、各市町教育委員会等の関係団体に通知

平成30年12月～平成31年3月：

- ・市町（学校組合）教育委員会や学校法人等の学校の設置者は、「設置する学校に係る運動部活動の方針」を策定。
- ・校長は、「学校の運動部活動に係る活動方針」を策定。

平成31年4月：運用開始

- ・運動部顧問は、4月中に年間及び毎月の活動計画を作成。

鳥取県運動部活動の在り方に関する方針 (案)

鳥取県・鳥取県教育委員会

平成30年11月

目 次

はじめに	… 1
1 基本方針	… 2
2 適切な運営のための体制整備	… 3
(1) 運動部活動の方針の策定等	
(2) 指導・運営に係る体制の構築	
3 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組	… 5
(1) 適切な指導の実施	
(2) 運動部活動用指導手引の普及・活用	
4 適切な休養日等の設定	… 6
5 生徒のニーズを踏まえたスポーツ環境の整備	… 8
(1) 生徒のニーズを踏まえた運動部の設置及び部への加入	
(2) 地域との連携等	
6 学校単位で参加する大会等の見直し	… 10
終わりに	… 11

【資 料】

- 別紙1：学校方針（見本）
- 別紙2：年間活動計画（見本）
- 別紙3：月別活動計画（見本）

はじめに

○ 学校の運動部活動は、スポーツに興味・関心のある同好の生徒が参加し、各運動部活動の責任者（以下、「運動部顧問」という。）の指導の下、学校教育活動の一環として行われ、本県のスポーツ振興・発展の基盤を担っている。

○ また、運動部活動は、生徒の自主性や協調性、責任感、連帯感などを育成するとともに、同じ目標に向かって取り組むことで、豊かな人間関係を築くなど、心身ともに健全な育成を図るための意義ある活動として各学校において実施されており、中学校学習指導要領及び高等学校学習指導要領には、「生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること。その際、学校や地域の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行い、持続可能な運営体制が整えられるようにするものとする。」と示されている。

—中学校学習指導要領（H29.7月）高等学校学習指導要領（H30.7月）（抜粋）—

○ 県教育委員会では、平成26年3月に、子どもたちが夢や目標を持ち、主体的にスポーツに取り組む中で、児童生徒一人一人が人間性豊かに成長していくことを目指して「子どものスポーツ活動ガイドライン」を作成し、適切な運動部活動等の実施に向けた取組を推進してきた。

○ しかし、年々、スポーツ活動を取り巻く課題は多様化・複雑化しており、とりわけ、少子化が進展する中、運動部活動は従前と同様の運営体制では維持が難しくなってきており、本県においても学校や地域によっては存続の危機にある。

○ そこで、本県では、平成30年3月にスポーツ庁が策定した「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」（以下、「ガイドライン」という。）に則り、県内各学校における運動部活動の明日への第一歩として、本方針を策定した。

○ 地方公共団体や学校法人等の学校の設置者、各学校、各関係団体等においては、本方針の趣旨を十分に理解し、現状の把握から課題解決に向けた取組を進める中で、持続可能な運動部活動の構築を目指すこととする。

1 基本方針

- 本方針は、生徒の視点に立った、学校の運動部活動改革に向けた具体的な取組について示すものである。
- 本方針は、スポーツ庁が策定した「ガイドライン」に則り、義務教育である中学校（義務教育学校後期課程、特別支援学校中等部を含む。以下同じ。）段階及び高等学校（特別支援学校高等部及び高等特別支援学校含む。以下同じ。）段階の運動部活動を対象とし、生徒にとって望ましいスポーツ環境を構築するという観点に立ち、運動部活動が以下の点を重視して、地域、学校、競技種目等に応じて多様な形で最適に実施されることを目指す。
 - ・ 知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を育む、「日本型学校教育」の意図を踏まえ、生徒がスポーツを楽しむことで運動習慣の確立等を図り、生涯にわたって心身の健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力の育成を図るとともに、バランスのとれた心身の成長と学校生活を送ることができるようすること
 - ・ 生徒の自主的、自発的な参加により行われ、学校教育の一環として教育課程との関連を図り、合理的でかつ効率的・効果的に取り組むこと
 - ・ 学校全体として運動部活動の指導・運営に係る体制を構築すること
- 市町（学校組合）教育委員会や学校法人等の学校の設置者及び学校は、本方針を参考に、持続可能な運動部活動の在り方について検討し、改革に取り組む。県及び県教育委員会においては、学校の設置者が行う改革に必要な支援等に取り組む。
- 県及び県教育委員会は、本方針に基づく運動部活動改革の取組状況について、定期的にフォローアップを行う。

2 適切な運営のための体制整備

(1) 運動部活動の方針の策定等

ア 市町（学校組合）教育委員会や学校法人等の学校の設置者は、本方針を参考に「設置する学校に係る運動部活動の方針」を策定する。

イ 校長は、学校の設置者の「設置する学校に係る運動部活動の方針」（県立学校は本方針）に則り、「学校の運動部活動に係る活動方針」を策定し、以降適宜見直し、更新をしていく。

なお、活動方針の策定に当たっては、部活動は生徒の自主的、自発的な参加により行われることに鑑み、生徒の意見等を踏まえるなど、生徒の実態に応じて策定することが望ましい。

ウ 運動部顧問は、年間の活動計画（活動目標、休養日及び参加予定大会等）並びに毎月の活動計画及び活動実績（活動日時・場所、休養日及び大会参加日等）を作成し、校長に提出する。

エ 校長は、上記イの活動方針及び上記ウの年間活動計画を、学校のホームページへの掲載等により公表する。

オ 校長は、年度当初に教職員間で活動方針等の共通理解を図るため、部活動顧問会議等を開催するとともに、部活動に対して多様な考え方を持つ保護者に対して部活動を正しく理解してもらうため、学校全体または部活動ごとに、部活動の運営方針等を保護者に説明する。

カ 学校の設置者は、上記イ・ウに関し、各学校において運動部活動の活動方針・計画の策定等が効率的に行えるよう、簡素で活用しやすい様式の作成等を行う。なお、このことについて、県及び県教育委員会は必要に応じて学校の設置者の支援を行う。

(2) 指導・運営に係る体制の構築

ア 校長は、生徒や教師の数、部活動指導員の配置状況を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全の確保、教師の長時間勤務の解消等の観点から円滑に運動部活動を実施できるよう、適正な数の運動部を設置する。

※適正な数の運動部活動数の目安

…複数の運動部顧問が配置できる部活動数

※部活動指導員

…部活動指導員は、学校教育法施行規則第78条の2に基づき、「中学校におけるスポーツ、文化、科学等に関する教育活動（学校の教育課程として行われるもの）

除く。)に係る技術的な指導に従事する」学校の職員(義務教育学校後期課程、高等学校、中等教育学校並びに特別支援学校の中学校部及び高等部については当該規定を準用)。学校の教育計画に基づき、校長の監督を受け、部活動の実技指導、大会・練習試合等の引率等を行う。校長は、部活動指導員に部活動の顧問を命じることができる。

イ 学校の設置者は、各学校の生徒や教師の数、部活動指導員の配置状況や校務分担の実態等を踏まえ、部活動指導員を積極的に任用し、学校に配置するように努める。

なお、部活動指導員の任用・配置に当たっては、学校教育について理解し、適切な指導を行うために、部活動の位置付け、教育的意義、生徒の発達の段階に応じた科学的な指導、安全の確保や事故発生後の対応を適切に行うこと、生徒の人格を傷つける言動や、体罰は、いかなる場合も許されないこと、服務(校長の監督を受けることや生徒、保護者等の信頼を損ねるような行為の禁止等)を遵守すること等に関し、任用時等において研修を行う。

ウ 校長は、運動部顧問の決定に当たっては、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、教師の他の校務分掌や、部活動指導員の配置状況を勘案した上で行うなど、適切な校務分掌となるよう留意するとともに、学校全体としての適切な指導・運営及び管理に係る体制の構築を図る。

エ 校長は、毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、各運動部の活動内容を把握し、生徒が安全にスポーツ活動を行い、教師の負担が過度とならないよう、適宜、指導・是正を行う。

オ 県、県教育委員会及び学校の設置者は、運動部顧問を対象とするスポーツ指導に係る知識及び実技の質の向上、効率的・効果的な指導の在り方並びに学校の管理職を対象とする運動部活動の適切な運営に係る実効性の確保を図るための研修等の取組を行う。

カ 県、県教育委員会、学校の設置者及び校長は、教師の運動部活動への関与について、「学校における働き方改革に関する緊急対策(平成29年12月26日 文部科学大臣決定)」及び「学校における働き方改革に関する緊急対策の策定並びに学校における業務改善及び勤務時間管理等に係る取組の徹底について(平成30年2月9日付け29文科初第1437号)」を踏まえ、法令に則り、業務改善及び勤務時間管理等を行う。

3 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

(1) 適切な指導の実施

ア 校長及び運動部顧問は、運動部活動の実施に当たっては、文部科学省が平成25年5月に作成した「運動部活動での指導のガイドライン」及び鳥取県教育委員会が平成26年3月に作成した「子どものスポーツ活動ガイドライン」に則り、生徒の心身の健康管理（スポーツ障害・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む）、事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。県、県教育委員会及び学校の設置者は、学校におけるこれらの取組が徹底されるよう、学校保健安全法等も踏まえ、適宜、支援及び指導・是正を行う。

イ 運動部顧問は、スポーツ医・科学の見地からは、トレーニング効果を得るために休養を適切に取ることが必要であること、また、過度の練習がスポーツ障害・外傷のリスクを高め、必ずしも体力・運動能力の向上につながらないこと等を正しく理解するとともに、生徒の体力の向上や、生涯を通じてスポーツに親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図り、生徒がバーンアウトすることなく、技能や記録の向上等それぞれの目標を達成できるよう、競技種目の特性等を踏まえた科学的トレーニングの積極的な導入等により、休養を適切にとりつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。

また、専門的知見を有する保健体育担当の教師や養護教諭等と連携・協力し、発達の個人差や女子の成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行う。

(2) 運動部活動用指導手引の普及・活用

ア 県及び県教育委員会は、県中学校体育連盟等と連携し、中央競技団体が今後策定する予定の運動部活動における合理的でかつ効率的・効果的な活動のための指導手引（競技レベルに応じた1日2時間程度の練習メニュー例と週間、月間、年間での活動スケジュールや、効果的な練習方法、指導上の留意点、安全面の注意事項等から構成、運動部顧問や生徒の活用の利便性に留意した分かりやすいもの）の学校への普及を図る。

イ 運動部顧問は、上記アの指導手引を活用して、3（1）に基づく指導を行う。

4 適切な休養日等の設定

ア 運動部活動における休養日及び活動時間については、成長期にある生徒が、運動、食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう、スポーツ医・科学の観点からのジュニア期におけるスポーツ活動時間に関する研究も踏まえ、以下のとおり基準として設定し遵守する。

- 中学校段階における部活動では、学期中は週当たり 2 日以上の休養日を設けること（平日は少なくとも 1 日、土曜日及び日曜日（以下「週末」という。）は少なくとも 1 日以上を休養日とする。週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替えること。）。

長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行うこと。また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設けること。

1 日の活動時間は、長くとも平日では 2 時間程度、学校の休業日（学期中の週末を含む）は 3 時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行うこと（朝練習を行う場合の時間も含む）。

- 高等学校段階における部活動では、原則として、週末のいずれかを含む週 1 日以上の休養日を設けること（週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替えること。）。

長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行うこと。また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設けるよう努めること。

原則として、1 日の活動時間は、長くとも平日では 3 時間程度、学校の休業日（学期中の週末を含む）は 4 時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行うこと（朝練習を行う場合の時間も含む）。

- ただし、上記は中学校及び高等学校段階の活動日及び活動時間の遵守すべき基準等を定めたものであるため、管理職及び部活動顧問は生徒の体調管理を最優先に考え、場合によっては活動時間を短縮したり活動日を減らしたりするなど、必要な手立てを講じること。

また、管理職は、部活動顧問の部活動以外の業務も含めた時間外業務を適切に把握し、過度な時間外業務が生じないよう学校全体として適切な指導体制を構築し、適宜是正を行うこと。

※活動時間…本方針での「活動時間」とは、スポーツ活動時間を意味しており、（会場への移動、準備、片付け、ミーティング、試合間の休憩、見学等は含まない）身体的トレーニング効果が期待される活動の時間である。

イ 運動部活動では、熱中症事故防止や安全の確保のため、「スポーツ活動中の熱中症予防ガイドブック（公益財団法人日本体育協会）平成25年4月改訂」で示されている「熱中症予防運動指針」を参考に、猛暑の中での活動は控えるなど適切な対応をとるよう努めること。

また、活動を実施する場合でも、短時間で効率的・効果的なものとし、気温や湿度のほか、生徒の体調を観察するなど、熱中症対策に万全を期すとともに、高湿度・急な温度上昇の際には速やかに活動を中止するなど、生徒の命や健康を守る対応をとること。

ウ 学校の設置者は、2(1)アに掲げる「設置する学校に係る運動部活動の方針」の策定に当たっては、上記の基準を参考に、休養日及び活動時間等を設定し、明記する。また、下記に関し、適宜、支援及び指導・是正を行う。

エ 校長は、2(1)イに掲げる「学校の運動部活動に係る活動方針」の策定に当たっては、上記の基準を踏まえるとともに、学校の設置者が策定した方針に則り、各運動部の休養日及び活動時間等を設定し、公表する。また、各運動部の活動内容を把握し、適宜、指導・是正を行う等、その運用を徹底する。

オ 休養日及び活動時間等の設定については、地域や学校の実態を踏まえた工夫として、定期試験前後の一定期間等、運動部共通、学校全体、市町共通の部活動休養日を設けることや、週間、月間、年間単位での活動頻度・時間の目安を定めることも考えられる。

5 生徒のニーズを踏まえたスポーツ環境の整備

(1) 生徒のニーズを踏まえた運動部の設置及び部への加入

ア 校長は、本県の生徒の1週間の総運動時間が男女ともに二極化の状況にあり、特に、中学生女子の約2割が60分未満であること、また、生徒の運動・スポーツに関するニーズは、競技力の向上以外にも、友達と楽しめる、適度な頻度で行える等多様である中で、現在の運動部活動が、女子や障がいのある生徒等も含めて生徒の潜在的なスポーツニーズに必ずしも応えられていないことを踏まえ、生徒の多様なニーズに応じた活動を行うことができる運動部の設置を検討する。

具体的な例としては、より多くの生徒の運動機会の創出が図られるよう、季節ごとに異なるスポーツを行う活動、競技志向でなくレクリエーション志向で行う活動、体力つくりを目的とした活動等、生徒が楽しく体を動かす習慣の形成に向けた動機付けとなるものが考えられる。

イ 県、県教育委員会、学校の設置者及び校長は、少子化に伴い、単一の学校では特定の競技の運動部を設けることができない場合には、生徒のスポーツ活動の機会が損なわれることがないよう、複数校の生徒が拠点校の運動部活動に参加する等、合同部活動等の取組を推進する。

ウ 校長は、部活動が学校教育活動において教育的效果をもたらすものであることを踏まえつつ、生徒の自主的、自発的な参加により行われるものであることに鑑み、部活動への加入は原則として、生徒が自由に選択できるようにする。

(2) 地域との連携等

ア 県、県教育委員会、学校の設置者及び校長は、生徒のスポーツ環境の充実の観点から、学校や地域の実態に応じて、地域のスポーツ団体との連携、保護者の理解と協力、民間事業者の活用等による、学校と地域が共に子どもを育てるという視点に立った、学校と地域が協働・融合した形での地域のスポーツ環境の充実を推進する。

イ 公益財団法人鳥取県体育協会、地域の体育協会、競技団体及びその他のスポーツ団体は、総合型地域スポーツクラブやスポーツ少年団等の生徒が所属する地域のスポーツ団体に関する事業等について、県、県教育委員会及び学校の設置者等と連携し、学校と地域が協働・融合した形での地域のスポーツ環境の充実を推進する。

また、公益財団法人鳥取県体育協会、地域の体育協会、競技団体及びその他のスポーツ団体は、学校の設置者等が実施する部活動指導員の任用・配置や、運動部顧問等に対する研修等、スポーツ指導者の質の向上に関する取組に協力する。

・県及び県教育委員会としても、総合型地域スポーツクラブやスポーツ少年団等が学校に部活動がない競技を実施したい生徒等の活動の場となるよう関係団体と検討する。

併せて、県、県教育委員会及び学校の設置者は、生徒の大会への参加資格要件等の緩和・拡大について、日本中学校体育連盟、全国高等学校体育連盟、全国高等学校野球連盟の状況を注視しながら必要に応じて検討していくものとする。

ウ 地方公共団体は、学校管理下ではない社会教育に位置付けられる活動については、各種保険への加入や、学校の負担が増加しないこと等に留意しつつ、生徒の活動場所が確保できるように、学校体育施設開放事業を推進する。

エ 県、県教育委員会、学校の設置者及び校長は、学校と地域・保護者が共に子どもの健全な成長のための教育、スポーツ環境の充実を支援するパートナーという考え方の下で、こうした取組を推進することについて、保護者の理解と協力を促す。

6 学校単位で参加する大会等の見直し

- ア 県中学校体育連盟、県高等学校体育連盟、県高等学校野球連盟及び学校の設置者は、学校の運動部が参加する大会・試合の全体像を把握し、週末等に開催される様々な大会・試合に参加することが、生徒や運動部顧問の過度な負担とならないよう、大会等の統廃合等を主催者に要請するとともに、各学校の運動部が参加する大会数の上限の目安等を定める。
- イ 校長は、県中学校体育連盟、県高等学校体育連盟、県高等学校野球連盟及び学校の設置者が定める上記アの目安等を踏まえ、生徒の教育上の意義や、生徒や運動部顧問の負担が過度とならないことを考慮して、参加する大会等を精査する。
- ウ 各学校の運動部が参加する大会数の上限は、以下を目安とする。
- 各学校の運動部が参加する大会は、原則として学校体育団体の主催若しくは共催する大会とする。
それ以外の大会への参加については、本方針の趣旨を踏まえ、生徒の教育上の意義や、生徒や顧問の負担が過度とならないことを考慮して、実態に応じて各学校において定めることとする。

終わりに

- 本方針は、生徒の視点に立った、学校の運動部活動改革に向けた具体的な取組について示すものであるが、今後、少子化がさらに進むことを踏まえれば、ジュニア期におけるスポーツ環境の整備については、長期的には、従来の学校単位での活動から一定規模の地域単位での活動も視野に入れた体制の構築が求められる。
- このため、地方公共団体は、本方針を踏まえた運動部活動改革の取組を進めるとともに、地域の実情に応じて、長期的に、地域全体で、これまでの学校単位の運動部活動に代わる生徒のスポーツ活動の機会の確保・充実方策を検討する必要がある。
- また、競技団体は、競技の普及の観点から、運動部活動やジュニア期におけるスポーツ活動が適切に行われるために必要な協力を積極的に行うとともに、競技力向上の観点から、将来有望なアスリートとして優れた素質を有する生徒を本格的に育成・強化できるよう、発掘・育成の仕組みの確立に向けて地方公共団体や公益財団法人鳥取県体育協会等とも連携しながら取り組む必要がある。

別紙 1

鳥取県立○○○高等学校 運動部活動に係る方針（見本）

1 目標

- (1) 部活動は、学校教育の一環として実施する。
- (2) 「鳥取県運動部活動の在り方に関する方針」を遵守する。
- (3) 各顧問が各部活動の活動計画表を作成し、生徒が見通しをもって主体的に活動できるようにする。
- (4) オフシーズンを明確にして活動する。
- (5) 顧問は、適切な指導及び事故防止を徹底する。

2 活動について

①休養日：原則として、週末のいずれかを含む週1日以上とする。

※別紙「活動計画表」参照

②活動時間：学期中は原則として、長くても平日は3時間程度、学校の休業日は4時間程度とする（朝練習を行う場合の時間も含む）。

③参加する大会：原則として、県高体連主催、共催の大会とする。

その他の大会への参加については、本方針の趣旨を踏まえ、校長が許可した場合のみ認める。

④その他

- ・試験の1週間前（土日含む）は部活動を行わないこととする。
- ・長期休業中の部活動休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。また、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。
- ・週末に大会等で活動した場合は、部活動休養日を他の曜日に振り替える。

3 部の運営について

(1) 体罰等、不適切な指導の禁止について

・部活動顧問、外部指導者は、いかなる理由がっても、部活動での指導で体罰等を正当化することは誤りであり、決して許されないものであるとの認識を持ち、体罰等の無い指導に徹する。

(2) 保護者との連携・協力について

・年度当初に、顧問は保護者に対し、指導方針、活動計画、休養日、活動時間等を示し、理解を得た上で活動する。

・必要に応じて、保護者会を開催する。

(3) 熱中症等による事故防止について

・「熱中症予防運動指針」等を参考に、猛暑の中での活動は控えるなど適切な対応をとるよう努める。

別紙2

鳥取県立〇〇〇高等学校〇〇部年間活動計画（見本）

部員数	女子10名 合計10名
顧問氏名	第1：〇〇〇〇 第2：□□□□ 第3：△△△△（部活動指導員）
活動日	月、火、水、木、金、土
休養日	日
活動時間	（平日）月・火・木・金・・・3時間 水・・・2時間 （休日）土・・・・・・・4時間（9：00～13：00）
活動場所	第1体育館

活動目標	○生徒が主体的に取り組める部活動 ○部活動の充実を学校全体の活性化に役立たせる。
------	---------------------------------------------

月	公式戦等	その他（練習試合、合宿等）	練習内容
4月	ブロック大会県予選会		ブロック大会県予選会に向けての練習
5月	県高校総体	ゴールデンウィーク合宿	県総体に向けての練習
6月	ブロック大会		ブロック大会に向けての練習
7月	国民体育大会ブロック大会県予選会		全国高校総体に向けての練習
8月	全国高校総体	県外練習試合（夏季休業中）	全国高校総体に向けての練習
9月			国民体育大会に向けての練習
10月	国民体育大会 新人戦		新人戦に向けての練習
11月	ブロック新人大会		ブロック新人大会に向けての練習
12月		冬季合宿（冬季休業中）	基礎トレーニング 体幹トレーニング
1月			基礎技術練習 県外大会に向けての練習
2月		県外大会への参加	全国選抜大会に向けての練習
3月	全国選抜大会		全国選抜大会に向けての練習

備考

※ここには、例えばオフシーズンのことや最高学年の活動時期のことなど、部活動ごとに、生徒や保護者に知らせておいた方が望ましいと考えられる事項等を記載してください。

別紙3

【鳥取県立○○○高等学校部活動計画表】(見本)

校長	教頭	第1顧問	第2顧問	部活動指導
★毎週○曜日は「ノーベル活動デー」!				

(野球)部

(6)月計画表

日	曜	活動時間	活動場所	主な活動内容	第1顧問 指導時間	第2顧問 指導時間	部活動指導員 指導時間
1	月	17:00~18:30	グラウンド	通常練習	0	0	1.5
2	火	17:00~19:00	グラウンド	通常練習	1	2	0
3	水	16:00~19:00	グラウンド	通常練習	2	1	0
4	木	16:00~19:00	グラウンド	通常練習	1	0	2
5	金	16:00~19:00	グラウンド	通常練習	1	2	0
6	土	9:00~13:00	市営球場	練習試合	3	1	1
7	日	ノーベル活動デー					
8	月	17:00~18:30	グラウンド	通常練習	0	0	1.5
9	火	17:00~19:00			1	2	0
10	水	職員会議		特別な理由で「ノーベル活動デー」に部活動を行った場合、振替をとりましょう。	0	0	0
11	木						
12	金						
13	土						
14	日	ノーベル活動デー					
15	月						
16	火						
17	水						
18	木						
19	金						
20	土						
21	日	ノーベル活動デー					
22	月						
23	火						
24	水						
25	木						
26	金						
27	土						
28	日	ノーベル活動デー					
29	月						
30	火						
指導時間数					9	8	6

運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン

平成30年3月



目 次

前 文	… 1
本ガイドライン策定の趣旨等	… 1
1 適切な運営のための体制整備	… 2
(1) 運動部活動の方針の策定等	
(2) 指導・運営に係る体制の構築	
2 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組	… 4
(1) 適切な指導の実施	
(2) 運動部活動用指導手引の普及・活用	
3 適切な休養日等の設定	… 5
4 生徒のニーズを踏まえたスポーツ環境の整備	… 6
(1) 生徒のニーズを踏まえた運動部の設置	
(2) 地域との連携等	
5 学校単位で参加する大会等の見直し	… 8
終わりに	… 8
○ 運動部活動での指導のガイドライン（平成25年5月 文部科学省）	… 10
○ 参 考	
・中学校学習指導要領 平成29年3月（抜粋）	… 22
・中学校学習指導要領解説 保健体育編 平成29年7月（抜粋）	… 22
・安全確保のための取組に関する参考資料掲載ウェブサイト	… 23
・部活動指導員に対する研修内容（例）	… 24

前 文

- 学校の運動部活動は、スポーツに興味・関心のある同好の生徒が参加し、各運動部の責任者（以下「運動部顧問」という。）の指導の下、学校教育の一環として行われ、我が国のスポーツ振興を大きく支えてきた。
- また、体力や技能の向上を図る目的以外にも、異年齢との交流の中で、生徒同士や生徒と教師等との好ましい人間関係の構築を図ったり、学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感の涵養^{かんよう}に資するなど、生徒の多様な学びの場として、教育的意義が大きい。
- しかしながら、今日においては、社会・経済の変化等により、教育等に関わる課題が複雑化・多様化し、学校や教師だけでは解決することができない課題が増えている。とりわけ、少子化が進展する中、運動部活動においては、従前と同様の運営体制では維持は難しくなってきており、学校や地域によっては存続の危機にある。
- 将来においても、全国の生徒が生涯にわたって豊かなスポーツライフを実現する資質・能力を育む基盤として、運動部活動を持続可能なものとするためには、各自のニーズに応じた運動・スポーツを行うことができるよう、速やかに、運動部活動の在り方に関し、抜本的な改革に取り組む必要がある。

本ガイドライン策定の趣旨等

- 本ガイドラインは、義務教育である中学校（義務教育学校後期課程、中等教育学校前期課程、特別支援学校中学部を含む。以下同じ。）段階の運動部活動を主な対象とし、生徒にとって望ましいスポーツ環境を構築するという観点に立ち、運動部活動が以下の点を重視して、地域、学校、競技種目等に応じた多様な形で最適に実施されることを目指す。
 - ・ 知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を育む、「日本型学校教育」の意義を踏まえ、生徒がスポーツを楽しむことで運動習慣の確立等を図り、生涯にわたって心身の健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力の育成を図るとともに、バランスのとれた心身の成長と学校生活を送ることができるようすること
 - ・ 生徒の自主的、自発的な参加により行われ、学校教育の一環として教育課程との関連を図り、合理的かつ効率的・効果的に取り組むこと
 - ・ 学校全体として運動部活動の指導・運営に係る体制を構築すること

- 市区町村教育委員会や学校法人等の学校の設置者及び学校は、本ガイドラインに則り、持続可能な運動部活動の在り方について検討し、速やかに改革に取り組む。都道府県においては、学校の設置者が行う改革に必要な支援等に取り組む。
- 本ガイドラインの基本的な考え方は、学校の種類や学校の設置者の違いに関わらず該当するものであることから、高等学校段階の運動部活動についても本ガイドラインを原則として適用し、速やかに改革に取り組む。その際、高等学校段階では、各学校において中学校教育の基礎の上に多様な教育が行われている点に留意する。
- スポーツ庁は、本ガイドラインに基づく全国の運動部活動改革の取組状況について、定期的にフォローアップを行う。

1 適切な運営のための体制整備

(1) 運動部活動の方針の策定等

- ア 都道府県は、本ガイドラインに則り、運動部活動の活動時間及び休養日の設定その他適切な運動部活動の取組に関する「運動部活動の在り方に関する方針」を策定する。
- イ 市区町村教育委員会や学校法人等の学校の設置者は、本ガイドラインに則り、都道府県の「運動部活動の在り方に関する方針」を参考に、「設置する学校に係る運動部活動の方針」を策定する。
- ウ 校長は、学校の設置者の「設置する学校に係る運動部活動の方針」に則り、毎年度、「学校の運動部活動に係る活動方針」を策定する。
運動部顧問は、年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会日程等）並びに毎月の活動計画及び活動実績（活動日時・場所、休養日及び大会参加日等）を作成し、校長に提出する。
- エ 校長は、上記ウの活動方針及び活動計画等を学校のホームページへの掲載等により公表する。
- オ 学校の設置者は、上記ウに関し、各学校において運動部活動の活動方針・計画の策定等が効率的に行えるよう、簡素で活用しやすい様式の作成等を行う。なお、このことについて、都道府県は、必要に応じて学校の設置者の支援を行う。

(2) 指導・運営に係る体制の構築

ア 校長は、生徒や教師の数、部活動指導員¹の配置状況を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全の確保、教師の長時間勤務の解消等の観点から円滑に運動部活動を実施できるよう、適正な数の運動部を設置する。

イ 学校の設置者は、各学校の生徒や教師の数、部活動指導員の配置状況や校務分担の実態等を踏まえ、部活動指導員を積極的に任用し、学校に配置する。

なお、部活動指導員の任用・配置に当たっては、学校教育について理解し、適切な指導を行うために、部活動の位置付け、教育的意義、生徒の発達の段階に応じた科学的な指導、安全の確保や事故発生後の対応を適切に行うこと、生徒の人格を傷つける言動や、体罰は、いかなる場合も許されないこと、服務（校長の監督を受けることや生徒、保護者等の信頼を損ねるような行為の禁止等）を遵守すること等に関し、任用前及び任用後の定期において研修²を行う。

ウ 校長は、運動部顧問の決定に当たっては、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、教師の他の校務分掌や、部活動指導員の配置状況を勘案した上で行うなど、適切な校務分掌となるよう留意するとともに、学校全体としての適切な指導、運営及び管理に係る体制の構築を図る。

エ 校長は、毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、各運動部の活動内容を把握し、生徒が安全にスポーツ活動を行い、教師の負担が過度とならないよう、適宜、指導・是正を行う。

オ 都道府県及び学校の設置者は、運動部顧問を対象とするスポーツ指導に係る知識及び実技の質の向上並びに学校の管理職を対象とする運動部活動の適切な運営に係る実効性の確保を図るための研修等の取組を行う。

1 部活動指導員は、学校教育法施行規則第78条の2に基づき、「中学校におけるスポーツ、文化、科学等に関する教育活動（学校の教育課程として行われるもの除外。）に係る技術的な指導に従事する」学校の職員（義務教育学校後期課程、高等学校、中等教育学校並びに特別支援学校の中学校部及び高等部については当該規定を準用）。学校の教育計画に基づき、校長の監督を受け、部活動の実技指導、大会・練習試合等の引率等を行う。校長は、部活動指導員に部活動の顧問を命じることができる。

2 「学校教育法施行規則の一部を改正する省令の施行について（平成29年3月14日付け28号令第704号）」において、部活動指導員を制度化した概要、留意事項として部活動指導員の職務、規則等の整備、任用、研修、生徒の事故への対応、適切な練習時間や休養日の設定、生徒、保護者及び地域に対する理解の促進等について示されている。

カ 都道府県、学校の設置者及び校長は、教師の運動部活動への関与について、「学校における働き方改革に関する緊急対策（平成29年12月26日 文部科学大臣決定）」及び「学校における働き方改革に関する緊急対策の策定並びに学校における業務改善及び勤務時間管理等に係る取組の徹底について（平成30年2月9日付け29文科初第1437号）」³を踏まえ、法令に則り、業務改善及び勤務時間管理等を行う。

2 合理的かつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

(1) 適切な指導の実施

ア 校長及び運動部顧問は、運動部活動の実施に当たっては、文部科学省が平成25年5月に作成した「運動部活動での指導のガイドライン」に則り、生徒の心身の健康管理（スポーツ障害・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む）、事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。都道府県及び学校の設置者は、学校におけるこれらの取組が徹底されるよう、学校保健安全法等も踏まえ、適宜、支援及び指導・是正を行う。

イ 運動部顧問は、スポーツ医・科学の見地からは、トレーニング効果を得るために休養を適切に取ることが必要であること、また、過度の練習がスポーツ障害・外傷のリスクを高め、必ずしも体力・運動能力の向上につながらないこと等を正しく理解するとともに、生徒の体力の向上や、生涯を通じてスポーツに親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図り、生徒がバーンアウトすることなく、技能や記録の向上等それぞれの目標を達成できるよう、競技種目の特性等を踏まえた科学的トレーニングの積極的な導入等により、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。

また、専門的知見を有する保健体育担当の教師や養護教諭等と連携・協力し、発達の個人差や女子の成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行う。

3 当該通知において、「部活動や放課後から夜間などにおける見回り等、「超勤4項目」以外の業務については、校長は、時間外勤務を命ずることはできないことを踏まえ、早朝や夜間等、通常の勤務時間以外の時間帯にこうした業務を命ずる場合、服務監督権者は、正規の勤務時間の割り振りを適正に行うなどの措置を講ずるよう徹底すること。」等について示されている。

(2) 運動部活動用指導手引の普及・活用

- ア 中央競技団体⁴は、競技の普及の役割に鑑み、運動部活動における合理的でかつ効率的・効果的な活動のための指導手引（競技レベルに応じた1日2時間程度の練習メニュー例と週間、月間、年間での活動スケジュールや、効果的な練習方法、指導上の留意点、安全面の注意事項等から構成、運動部顧問や生徒の活用の利便性に留意した分かりやすいもの）を作成する。
- イ 中央競技団体は、上記アの指導手引をホームページに掲載・公開するとともに、公益財団法人日本中学校体育連盟や都道府県等と連携して、全国の学校における活用を依頼し、普及を図る。
- ウ 運動部顧問は、上記アの指導手引を活用して、2.(1)に基づく指導を行う。

3 適切な休養日等の設定

- ア 運動部活動における休養日及び活動時間については、成長期にある生徒が、運動、食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう、スポーツ医・科学の観点からのジュニア期におけるスポーツ活動時間に関する研究⁵も踏まえ、以下を基準とする。
- 学期中は、週当たり2日以上の休養日を設ける。（平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日（以下「週末」という。）は少なくとも1日以上を休養日とする。週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。）
- 長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、運動部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。
- 1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日（学期中の週末を含む）は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。

4 スポーツ競技の国内統括団体

5 「スポーツ医・科学の観点からのジュニア期におけるスポーツ活動時間について」（平成29年12月18日 公益財団法人日本体育協会）において、研究等が競技レベルや活動場所を限定しているものではないことを踏まえた上で、「休養日を少なくとも1週間に1～2日設けること、さらに、週当たりの活動時間における上限は、16時間未満とすることが望ましい」ことが示されている。

イ 都道府県は、1（1）に掲げる「運動部活動の在り方に関する方針」の策定に当たっては、上記の基準を踏まえて休養日及び活動時間等を設定し、明記する。

ウ 学校の設置者は、1（1）に掲げる「設置する学校に係る運動部活動の方針」の策定に当たっては、上記の基準を踏まえるとともに、都道府県が策定した方針を参考に、休養日及び活動時間等を設定し、明記する。また、下記エに関し、適宜、支援及び指導・是正を行う。

エ 校長は、1（1）に掲げる「学校の運動部活動に係る活動方針」の策定に当たっては、上記の基準を踏まえるとともに、学校の設置者が策定した方針に則り、各運動部の休養日及び活動時間等を設定し、公表する。また、各運動部の活動内容を把握し、適宜、指導・是正を行う等、その運用を徹底する。

オ なお、休養日及び活動時間等の設定については、地域や学校の実態を踏まえた工夫として、定期試験前後の一定期間等、運動部共通、学校全体、市区町村共通の部活動休養日を設けることや、週間、月間、年間単位での活動頻度・時間の目安を定めることも考えられる。

4 生徒のニーズを踏まえたスポーツ環境の整備

（1）生徒のニーズを踏まえた運動部の設置

ア 校長は、生徒の1週間の総運動時間が男女ともに二極化の状況にあり、特に、中学生女子の約2割が60分未満であること⁶、また、生徒の運動・スポーツに関するニーズは、競技力の向上以外にも、友達と楽しめる、適度な頻度で行える等多様である⁷中で、現在の運動部活動が、女子や障害のある生徒等も含めて生徒の潜在的なスポーツニーズに必ずしも応えられていないことを踏まえ、生徒の多様なニーズに応じた活動を行うことができる運動部を設置する。

6 スポーツ庁「平成29年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査」（平成30年2月公表）では、保健体育の授業を除く1週間の総運動時間が60分未満である中学校2年生女子の割合は19.4%で、このうち、0分の割合は13.6%であった。

7 スポーツ庁「平成29年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査」（平成30年2月公表）では、運動部や地域のスポーツクラブに所属していない、又は、文化部に所属していると答えた中学校2年生が運動部活動に参加する条件は、「好きな、興味のある運動やスポーツを行うことができる（男子42.9%・女子59.1%）」、「友達と楽しめる（男子42.7%・女子60.4%）」、「自分のペースで行うことができる（男子44.4%・女子53.8%）」が上位であった。

具体的な例としては、より多くの生徒の運動機会の創出が図られるよう、季節ごとに異なるスポーツを行う活動、競技志向でなくレクリエーション志向で行う活動、体力つくりを目的とした活動等、生徒が楽しく体を動かす習慣の形成に向けた動機付けとなるものが考えられる。

イ 地方公共団体は、少子化に伴い、単一の学校では特定の競技の運動部を設けることができない場合には、生徒のスポーツ活動の機会が損なわれることがないよう、複数校の生徒が拠点校の運動部活動に参加する等、合同部活動等の取組を推進する。

(2) 地域との連携等

ア 都道府県、学校の設置者及び校長は、生徒のスポーツ環境の充実の観点から、学校や地域の実態に応じて、地域のスポーツ団体との連携、保護者の理解と協力、民間事業者の活用等による、学校と地域が共に子供を育てるという視点に立った、学校と地域が協働・融合した形での地域におけるスポーツ環境整備を進める。

イ 公益財団法人日本体育協会⁸、地域の体育協会、競技団体及びその他のスポーツ団体は、総合型地域スポーツクラブやスポーツ少年団等の生徒が所属する地域のスポーツ団体に関する事業等について、都道府県もしくは学校の設置者等と連携し、学校と地域が協働・融合した形での地域のスポーツ環境の充実を推進する。

また、学校の設置者等が実施する部活動指導員の任用・配置や、運動部顧問等に対する研修等、スポーツ指導者の質の向上に関する取組に協力する。

ウ 地方公共団体は、学校管理下ではない社会教育に位置付けられる活動については、各種保険への加入や、学校の負担が増加しないこと等に留意しつつ、生徒がスポーツに親しめる場所が確保できるよう、学校体育施設開放事業を推進する。

エ 都道府県、学校の設置者及び校長は、学校と地域・保護者が共に子供の健全な成長のための教育、スポーツ環境の充実を支援するパートナーという考え方の下で、こうした取組を推進することについて、保護者の理解と協力を促す。

8 団体名称を「公益財団法人日本スポーツ協会」に変更予定（2018年4月1日）。

5 学校単位で参加する大会等の見直し

- ア 公益財団法人日本中学校体育連盟は、主催する学校体育大会について、4を踏まえ、单一の学校からの複数チームの参加、複数校合同チームの全国大会等への参加、学校と連携した地域スポーツクラブの参加などの参加資格の在り方、参加生徒のスポーツ障害・外傷の予防の観点から、大会の規模もしくは日程等の在り方、スポーツボランティア等の外部人材の活用などの運営の在り方に関する見直しを速やかに行う。また、都道府県中学校体育連盟が主催する大会においても、同様の見直しが行われるよう、必要な協力や支援を行う。
- イ 都道府県中学校体育連盟及び学校の設置者は、学校の運動部が参加する大会・試合の全体像を把握し、週末等に開催される様々な大会・試合に参加することが、生徒や運動部顧問の過度な負担とならないよう、大会等の統廃合等を主催者に要請するとともに、各学校の運動部が参加する大会数の上限の目安等を定める。
- ウ 校長は、都道府県中学校体育連盟及び学校の設置者が定める上記イの目安等を踏まえ、生徒の教育上の意義や、生徒や運動部顧問の負担が過度とならないことを考慮して、参加する大会等を精査する。

終わりに

- 本ガイドラインは、生徒の視点に立った、学校の運動部活動改革に向けた具体的な取組について示すものであるが、今後、少子化がさらに進むことを踏まえれば、ジュニア期におけるスポーツ環境の整備については、長期的には、従来の学校単位での活動から一定規模の地域単位での活動も視野に入れた体制の構築が求められる。
- このため、地方公共団体は、本ガイドラインを踏まえた運動部活動改革の取組を進めるとともに、地域の実情に応じて、長期的に、地域全体で、これまでの学校単位の運動部活動に代わりうる生徒のスポーツ活動の機会の確保・充実方策を検討する必要がある。
- また、競技団体は、競技の普及の観点から、運動部活動やジュニア期におけるスポーツ活動が適切に行われるために必要な協力を積極的に行うとともに、競技力向上の観点から、地方公共団体や公益財団法人日本体育協会⁸、地域の体育協会等とも連携し、各地の将来有望なアスリートとして優れた素質を有する生徒を、本格的な育成・強化コースへ導くことができるよう、発掘・育成の仕組みの確立に向けて取り組む必要がある。

